

フランスにおける平等と市民性に関する法律の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

【目次】

はじめに

I 政策推進の枠組み

- 1 基本的な方向性
- 2 平等・市民性関係閣僚委員会 (CIEC)

II 「平等及び市民性に関する法律」の概要

- 1 若年者の解放、市民性及び参画 (第1章)
- 2 居住における社会的融合と機会均等 (第2章)
- 3 真の平等のために (第3章)

おわりに

翻訳：平等及び市民性に関する 2017 年 1 月 27 日の法律第 2017-86 号 (抄)

はじめに

フランス第五共和国憲法は、その第1条において「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なしに、すべての市民に対して法律の前の平等を保障する。」⁽¹⁾と謳っている。しかし、現実の社会には様々なレベルで差別や格差が根強く残り、近年では性的指向等を理由とする差別も新たな社会問題となっている。

また、大量に流入した移民、特にフランス国民として生まれ育った二世、三世や経済低迷下で雇用が不安定な若年者の社会的排除の問題は、フランスの「共和国的価値」とされているもの、すなわち、日常生活や労働環境において差別や格差のない平等な市民による社会形成、友愛 (fraternité)・連帯 (solidarité) の実践、公共の場や学校におけるライシテ (laïcité：政教分離) 等を大きく揺さぶり、大都市郊外における暴動や宗教的過激思想の広がりやの要因となった。

本稿では、フランスの歴代の政権がこうした状況への対応を模索してきた中で、2012年に発足したフランソワ・オランド大統領 (François Hollande) 政権下で2015年から2016年にかけて開催された「平等・市民性関係閣僚委員会 (Comités interministériels à l'égalité et à la citoyenneté: CIEC)」による包括的な課題整理と推進施策を概観するとともに、それに伴う立法措置である「平等及び市民性に関する法律第2017-86号」(以下「平等・市民性法」)⁽²⁾の概要を紹介し、同法の抄訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年1月31日現在のものである。

(1) フランス第五共和国憲法の引用は、「フランス第五共和国憲法」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第3版』三省堂, 2014, pp.246-272による。

(2) Loi n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/22/INTX1524877L/jo/texte>>

I 政策推進の枠組み

1 基本的な方向性

2015年1月7日に発生したイスラム過激組織によるシャルリ・エブド誌襲撃事件から約2か月後に開催されたCIEC第1回会議において、会議を招集したマニュエル・ヴァルス首相(Manuel Valls)は、現在直面している社会病理は限定された地域や人々だけではなく共和国全体の問題であり、その解答は根本的な変革ではなくやはり「共和国」であるとし、「(共和国の)本分から再出発する『行動する共和国 (la République en acte)』」をスローガンに掲げた。

また、「平等」とは「誰にも同等に与えられた機会、誰をも律する同等の規則」、「市民性」とは「共同体への帰属、共有する価値観への同意」であるとした上で、平等の実現のために、社会の分断を是正する都市政策、学校教育における社会的融合の実践、現実の様々な差別との闘いを推進すること、また、共同体や市民性の形成のために、共通の言語、共有文化、ライシテの想起を呼びかけた。

2 平等・市民性関係閣僚委員会(CIEC)

(1) 第1回(2015年3月6日開催)

第1回会議⁽³⁾において、緊急度・優先度の高い60件の施策(mesures)が取りまとめられ公表された(表)。施策自体は標語的なものであり、各々の施策に対応する多数の具体的方策とその実施目標時期が提示され、大半は2015年中の実施と設定された。内容は、表にあるとおり、学校教育、住宅問題、職業上の平等、ライシテ、フランス語技能、社会的融合(mixité sociale)、連帯・市民参加に重点を置いたものとなっている。

表 第1回平等・市民性関係閣僚委員会(CIEC)が公表した60件の施策
(太字は「平等・市民性法」に関連規定を含む項目)

1. 共和国に生きる	
(1) 共和国の場と象徴	学校
	1 初等学校から高等学校最終学年まで市民性教育を継続する
	市民参加
	2 誰もが市民奉仕(service civique)^{*1}に参加できるようにする 3 市民予備役(réserve citoyenne)を拡張する
	共和国の式典
	4 国籍及び市民権の取得に関する式典実施を奨励・支援する ^{*2}
(2) 共和国の生命、ライシテ	5 ライシテと共和国的価値の伝達を学校教育の中心に置く
	6 ライシテを公役務の基本的意義の一つとして再確認する ^{*3}
	7 ライシテに関する相談窓口を地域に設置する
	8 企業におけるライシテの理解を深める

(3) Réunion interministérielle, *Egalité et Citoyenneté: la République en actes*, 6 mars 2015. <http://www.cget.gouv.fr/sites/cget.gouv.fr/files/atoms/files/dp_20150306_dossierdepressecomiteinterministeriel-egalite-citoyennete-larepubliqueenactes.pdf>

(3) 共和国の言語としてのフランス語	第一に、学校において
	9 幼稚園及び初等学校におけるフランス語習得を強化する 10 新たな移住児童の就学援助を拡大する 11 フランス語を共通文化の構成要素として重視する 12 (移民の児童への) 母国言語・文化教育を見直す ^{*4}
	移住後間もない移民と帰化予定者への対応
	13 フランス在住5年未満の成人の移民を対象とするフランス語習得援助を強化する 14 帰化予定者に対するフランス語研修を強化する
	フランス人が移民かを問わず、男女を問わず、全ての成人のために
	15 「フランス語センター」創設に向けた予備作業を開始する ^{*5}
(4) 文化とスポーツ:市民性形成に役立つものとして	16 文化から隔離された人々を迎え入れるため文化施設・音楽映像施設を動員する 17 地域の身近なメディアを支援する 18 市民スポーツ振興プログラムを実施・支援する
(5) 共同体の中心となるアソシアション ^{*6}	19 アソシアション等による民間教育の実施を支援する ^{*7}
2. すべての人々のための共和国	
(1) 男女格差との闘いを継続する	20 ステレオタイプな女性差別と闘う 21 意思決定機関におけるパリテ (parité : 男女同数) を実現する 22 公共空間の男女共有を改善する ^{*8} 23 扶養定期金の不払いと闘う ^{*9} 24 求職活動のための託児所を拡充し女性の就業を助ける
(2) あらゆる差別と闘う	25 雇用及び就業における差別と闘う 26 民主的な公務員採用を保証する 27 公務員採用方法を拡張し、雇用における社会的融合を増大させる 28 公役務に属さない者の公務員試験審査への参加を促進する
(3) デジタル国家が地域に浸透する	29 需要のある職種への就業を促すため「デジタル大学校」 ^{*10} を設立する 30 地域におけるデジタル関連の起業を促進する 31 地域におけるデジタル関連技術の活用を支援する 32 住民の地域活動への参画のために新技術を活用する 33 インターネットにおける反市民的意見 ^{*11} を撲滅する
3. 日常の共和国	
(1) 住む	34 社会住宅をより適切に各地へ配分する 35 社会住宅の家賃政策を見直し、居住世帯を多様化する 36 社会住宅の割当政策を刷新し、より適切な運営を行う 37 新規の都市再開発計画の実施を加速する 38 HLM(Habitation à loyer modéré : 適正家賃住宅) ^{*12} のストックの整理統合を加速する 39 都市再開発と経済発展をよりよく関連付ける
(2) 公共空間で安全に暮らす	40 ZSP (Zone de sécurité prioritaire : 優先保安地域) ^{*13} 政策を延長する 41 警察官及び憲兵の新規雇用を継続する 42 警察のパトロール業務における携帯カメラの所持を普及させる 43 公益労働奉仕 (travaux d'intérêt général) ^{*14} 及び懲罰修復 (réparation pénale) ^{*15} の適用を拡張する 44 ZSPにおける疎外状態の若年者の重点的調査を広く行う

<p>(3) 学ぶ</p>	<p>社会的融合を強化する</p> <p>45 社会的融合を促すため複数の中学校による共有学区を創設する 46 高等学校の学区の決定に社会的融合の目的を考慮する 47 誰もがアクセスできる遠隔教育サービスを提供する 48 優先教育施設^{*16}で指導を経験した教員が、より高い級に進進できる条件を整える</p> <p>不平等と戦う</p> <p>49 REP+ (réseau d'éducation prioritaire renforcé : 強化優先教育ネットワーク)^{*17}の学区の3才未満の児童の50%を就業前教育に就学させる 50 離学した者への支援を強化する 51 PRE (programme de réussite éducative : 学業達成プログラム)^{*18}を拡張する 52 高等教育への進学への支援を強化する</p>
<p>(4) 働く</p>	<p>53 地域経済の振興のためのセンターを創設する 54 QPV (quartier prioritaire de la politique de la ville : 都市政策優先地区)^{*19}の住民の雇用政策へのアクセスを保障する 55 離学した若年者に向けて商業分野に「スターター契約 (Contrat starter)」を創設する^{*20} 56 国レベルの学費支援者制度を創設し若年者への支援を拡充する 57 離学した若年者の復学・職業参入を支援するための「第二の機会」諸政策を拡充する 58 庶民階層の若年者の国際交流経験を援助する</p>
<p>(5) 健康に暮らす</p>	<p>59 QPVにおける社会調査・健康調査を強化する 60 REP+の義務教育期間の児童の社会調査・健康調査を強化する</p>

- *1 市民奉仕 (service civique) 及び市民予備役 (réserve citoyenne 又は réserve civique) については、本文 II の 1 を参照。
- *2 市民としての権利を取得し義務を負う帰化 (国籍取得) と成人 (18 歳) に際して公開でセレモニーを実施し、そこに一例として中学生を立ち合わせることが提案されている。
- *3 公務員は厳格な宗教的中立性を義務付けられ、遵守しない場合の罰則規定も設けられているが、改めてライシテの趣旨の理解及び公共サービスにおける正しい実践について周知徹底する。
- *4 移民の児童に対していずれ帰国することを想定して実施される母国言語・文化教育 (enseignements de langue et culture d'origine: ELCO) が、定住が進んだことによりかえって社会統合の面で負の効果がみられるため、全ての生徒が選択できる科目として位置付け直す方向で調整を行う。
- *5 公的機関、アソシアション等で分散して行われているフランス語習得援助について、国及び地方公共団体が協力し、一貫性のある指導方法や習得度評価基準の策定、運営者・指導者の協議機関の設置等の調整を行う。最終的にはこうした施策を行う国レベルのセンターの設置を目指す。
- *6 アソシアションについては、II の 1(注 6) を参照。
- *7 アソシアション等による地域住民のための活動を奨励するため、補助金の増額、活動に必要な行政機関への届出手続の簡素化等を実施する。
- *8 公共交通機関等において女性が性的攻撃を受ける状況を改善するなど、特に女性にとっての公共スペースの安全性を高める。
- *9 子どもの養育費 (扶養定期金) を十全に受け取れていない単親家庭 (大半は母子家庭) への支援を拡充する。
- *10 デジタル大学校 (grande école du numérique) は独立した大学ではなく、高等教育機関、アソシアション、職業教育機関等がそれぞれに創設するプログラムの総体として構想されている。特に、雇用状況が悪い地域の若年者に対し、企業が必要とするデジタル技術を職業能力として習得する機会を広く創出する。
- *11 インターネット上でのヘイトスピーチ、情報の操作や歪曲の蔓延に対し、行政、インターネット関連企業、技術の専門家、クリエイター等が協力し、特に若年層を中心とする市民が正当な発言や議論が行えるサイトを運営できるよう援助する。
- *12 HLM (Habitation à loyer modéré : 適正家賃住宅) については、本文 II の 1(注 9) を参照。
- *13 治安が悪く犯罪が多い地区を指定し警察官の特別配備等を実施している。フランス全土で 100 程度の ZSP が指定されている。
- *14 軽罪による拘禁刑に代えて労働を履行することを内容とする刑。
- *15 主に少年が公共物等を破損した場合に、少年裁判において懲罰としてその修復作業への参加を命じること。自らの行為と被害者に対する責任の自覚や共同で修復作業を行うことによる社会・集団への帰属意識を持たせる教育的措置。
- *16 優先教育施設 (établissement d'éducation prioritaire) は、教育上の困難がある地区を対象とする優先教育政策において優先教育の対象に指定された教育施設。
- *17 上記の優先教育政策の一環として、きわめて困難な社会状況にあり教育への悪影響が大きい学区の中学校・小学校をネットワーク化し (REP+)、教育方法や生徒指導等に関し特別な措置を行っている。同様に、ある程度社会的融合がされているが他の地域に比べると教育上の困難がある学区の中学校・小学校のネットワークは

REP という。

*18 優先教育地域に在住する子どもが学習理解や進級において遅れを取らないよう、就学前教育の段階から個人に応じた援助を行うプログラム。

*19 QPV (quartier prioritaire de la politique de la ville : 都市政策優先地区) については、本文Ⅱの2(注12)を参照。

*20 雇用主に対して国が雇用コストを補助する補助金付き雇用 (contrat aidé) の一つとして創設され、商業分野の雇用を対象とする。

(出典) Réunion interministérielle, *Egalité et Citoyenneté: la République en actes*, 6 mars 2015. <http://www.cget.gouv.fr/sites/cget.gouv.fr/files/atoms/files/dp_20150306_dossierdepressecomiteinterministeriel-egalite-citoyennete-larepubliqueenactes.pdf> を基に筆者作成。

(2) 第2回 (2015年10月26日開催)

約半年後に開催された第2回会議⁽⁴⁾においては、まず第1回会議に提示した60件の施策の進捗状況について、19件が目的を達成、32件が進行中、9件が準備中と評価した。

また、①隔離的居住 (ségrégation) (Ⅱの2に後述) と闘う、②差別と闘う、③治安機関と市民の連携を促進する、④若者の過激化を予防する、⑤ (国と地方公共団体の協働のための) パイロット地域を設定し政府調査員を派遣する、という5件の追加施策を提示し、施策数を計65件に再設定した。

なお、第2回会議開催後の11月13日にパリ同時多発テロ事件が発生し、共和国社会の分断や若年者の過激思想への傾倒への対応の緊急性が改めて認識される契機となった。

(3) 第3回 (2016年4月13日開催)

さらに半年後に開催された第3回会議⁽⁵⁾においては、この時点での進捗状況について、65件の施策のうち33件が達成、29件が進行中、3件が準備中とされ、おおむね順調な達成状況と自己評価されている。また、こうした達成状況を踏まえ、2016年以降に実施する施策もさらに提示された。

第3回会議では総括として、「開かれたフランス社会へ」という統一スローガンの下に、政府が掲げる目標を以下の5点に再整理した。

- ① フランス語の習得は、社会的統合 (cohésion sociale) の主要な要素である。
- ② 開かれた社会を築き、様々な差別と闘う。
- ③ 共和国的価値を称揚し、成功する権利への途を開く。
- ④ 隔離的居住を打破し、格差を是正する。
- ⑤ 各人を社会参加に導き、行動する共和国を築く。

また、施策の実施と並行して進められてきた立法準備の成果として、この第3回会議において「平等と市民性」の法律 (案) が決定された。

Ⅱ 「平等及び市民性に関する法律」の概要

「平等と市民性」の法律 (案) は、平等・市民性関係閣僚委員会第3回会議と同日の大臣会議発表において住宅・持続的居住大臣、都市・青少年・スポーツ大臣及び真の平等担当大臣の連名で政府案として提示された。

内容は、差別及び市民性の課題全てに及ぶ包括的な法律ではなく、CIECで示された施策の推進上立法措置が必要となる事項、あるいは政府が法律に明記することを意図した事

(4) Comité interministériel à l'Égalité et à la Citoyenneté, *La République en actes*, 26 octobre 2015. <http://www.cget.gouv.fr/sites/cget.gouv.fr/files/atoms/files/dp_20151026_ciec_dossiercomplet.pdf>

(5) Comité interministériel à l'Égalité et à la Citoyenneté, *Dossier de presse*, 13 avril 2016. <http://www.cget.gouv.fr/sites/cget.gouv.fr/files/atoms/files/ciec3_dossier-de-presse_web.pdf>

項について、既存の法律や法典の関連条項を改正するものである。

法案は、翌 2017 年 1 月 27 日、全 4 章 223 か条から成る「平等及び市民性に関する法律第 2017-86 号」として成立した。本章では、主要部分である第 1 章「若年者の解放、市民性及び参画」、第 2 章「居住における社会的融合と機会均等」、及び第 3 章「真の平等のために」について概説する。また、第 3 章については全文を訳出する。(以下、特に記載がない限りは、条項番号はこの法律のものである。)

1 若年者の解放、市民性及び参画 (第 1 章)

第二次大戦後のフランスは、国内に定住しようとする旧植民地出身者や移民に対し、固有の文化や習慣を捨ててフランス社会へ同化 (assimilation) することを促進する立場をとってきた。しかし 1980 年代になると移民の一層の増加を背景に、「編入」(insertion) や「統合」(intégration) という概念が登場した。「編入」とは各人が文化的・民族的出自を放棄しないうまま社会へ参入することであるが、異質な要素として存在するままであるため、「統合」政策の必要性が論じられるようになった。「統合」とは、「編入」と同じく各人は固有の文化を否定されないが、一方で、人権・平等・友愛・連帯等の共和国的価値や責任を共有し実践することが重視される。前述のヴァルス首相の「行動する共和国」も同様の趣旨であり、そこでは政府、地方公共団体、アソシアシオン⁽⁶⁾の積極的介入、移民や若年者自身による地域奉仕や労働への参入、それらを支え促進する法規の整備等が示されていると言える。

この法律の第 1 章においては、市民予備役、市民奉仕 (いずれも後述) 等の形態での社会参加による「統合」の強化と広がりのための法的枠組みを規定している。

(1) 市民の参加の奨励 (第 1 節)

① 市民予備役

市民予備役 (réserve civique) は以前から存在するが、この法律において改めて定義と種別の整理を行っている。市民予備役とは、一般利益 (intérêt général) の実現に資する活動に無報酬で一時的に参加することにより共和国的価値に益する機会を全ての人々に提供するもので、友愛の実践、国家の結束、社会的融合に貢献するものとされている。市民予備役の種別には、①国防・安全市民予備役 (réserve citoyenne de défense et de sécurité)、②市民安全地域予備役 (réserve communale de sécurité civile)、③国家警察市民予備役 (réserve citoyenne de la police nationale)、④国民教育市民予備役 (réserve citoyenne de l'éducation nationale) があり、これらに加え、国や地方公共団体は、一般利益に合致するその他の市民予備役を創設することができる。(第 1 条)

国民役務法典 (Code du service national) に定める条件⁽⁷⁾を満たす全ての成人は、市民予

(6) フランスのアソシアシオン (association) は、文化、スポーツ、社会奉仕、弱者支援等の広汎な分野にわたり存在する非営利団体で、地域における住民の連帯や問題解決において大きな役割を果たしている。そのうち「届出アソシアシオン (association déclaré)」は法人の資格を持ち、団体訴権が認められている場合もある。アソシアシオンについては、自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける地域振興とアソシアシオン」『CLAIR Report』No.344, 2010.1.4. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/344.pdf>> を参照。

(7) 国民役務法典 L. 第 120-4 条で、フランス国籍を有する者又は EU 加盟国の国籍又は欧州経済領域参加国の国籍を有する者と規定されており、また、外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典 (Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile) に定める各種の滞在資格によりフランスに合法的に滞在している外国人 (移民を含む) も年齢や滞在期間に応じて登録資格がある。

備役に登録することができる。今回の平等・市民性法により、未成年でも満16歳以上で法定代理人の事前了解があれば登録可能となった。予備役は期間が定められ、本人の要望により延長が可能である。(第3条)

また新たに、公的機関以外の法人やアソシアシオンも、市民予備役の方針と価値に合致するプロジェクトを市民予備役として提案することができるようになった。なお、文化・政治分野のアソシアシオン、宗教団体、企業の基金団体等は、市民予備役の受入機関となることができない。(第4条)

② ボランティア活動等の指導者・責任者のための休暇制度

労働法典 (Code du travail) 及び公務員の身分規程を改正し、若年者が参加するボランティア活動やアソシアシオンの指導者・責任者のための休暇制度を新設する。民間の被用者の場合は、年齢にかかわらず毎年「参加休暇」を付与される。公務員については、25歳未満の場合は年6日間の休暇が与えられ、さらに、法で定める一定のアソシアシオンの指導者に任命されている者は年齢を問わず同様の休暇を取得できる。(第10条)

③ 市民奉仕

国民役務法典に定める市民奉仕⁽⁸⁾を受け入れることができる機関を拡大し、従来のアソシアシオン、公法上の法人以外に、適正家賃住宅 (Habitation à loyer modéré: HLM)⁽⁹⁾ 運営組織、消防隊、地域の公的企業、国が全株式を保有する企業が加えられた (第17条及び第18条)。また、市民奉仕への外国人の参加資格が拡大された (第19条)。

④ 参加行為の認定

学生が市民奉仕、アソシアシオンにおけるボランティア活動、軍の予備役、志願消防士等において習得した能力、知識及び適性は、学位や資格の認定と同様に公的に評価される (第29条)。

(2) 若年者の自立の援助 (第2節)

州 (région) の任務として、若年者のための医療サービス、社会保障、日常生活、文化・余暇等に関する情報を広く提供しなければならない (第54条)。

全ての若年者は、16歳時点、強制疾病保険への加入時 (一般的に18歳前後)、及び23歳時点において、疾病保険管理組織から、自身の疾病保険がカバーする範囲、受診可能な予防医療措置及び無料健康診断等について情報を受け取る。ここには避妊や中絶に関する情報も含まれる。(第62条)

2 居住における社会的融合と機会均等 (第2章)

第二次大戦後のフランスの住宅政策については、「石への援助 (Aide à la pierre)」「人への援助 (Aide à la personne)」という表現がしばしば用いられる。「石への援助」は、HLM等の社会住宅の建設に対する公的補助 (資金の供給、先買権や収用権の整備等) に代表される。「人への援助」は、各種住宅手当等の社会保障給付である。

(8) 市民奉仕 (service civique) は、国民役務法典 L. 第120-1条に規定されている。16歳から25歳までの若年者又は16歳から30歳までの障害者を対象とし、一般利益のため、人道・慈善、環境、文化、スポーツ活動、国防及び市民の安全に関わる奉仕を6か月から12か月の期間で提供するもので、手当が支給される。社会活動による共和国的価値の共有を目的とするが、一方で、学位や資格を持たない若者の職業訓練、就業準備に資するという側面もある。

(9) HLMは、1950年に建設が開始された主に低・中所得層の労働者を対象とする社会住宅。一部の分譲を除き大半は賃貸住宅である。地方公共団体が設置する公社・株式会社・共同組合等のHLM運営組織が公的助成を受け建設・供給・管理を行う。

1980年代になると、経済低迷や雇用不安の増大と共に HLM 居住者の貧困化が顕著になった。これは経済問題だけでなく社会問題となり、HLM 地域は非行・暴力・犯罪が多発する隔離ゾーンという実態とイメージができあがる。このため 1990 年代初めには、「隔離的居住 (ségrégation)」を解消し「社会的融合」を図る施策が進められ、住宅政策はより大きな都市社会政策へと組み込まれた。⁽¹⁰⁾

この方向性はその後の右派・左派いずれの政権にも引き継がれていく。現オランダ政権においても、2014 年に「都市及び都市統合のための計画に関する法律」⁽¹¹⁾が制定され、「都市政策優先地区 (quartiers prioritaires de la politique de la ville: QPV)」⁽¹²⁾、「都市政策」⁽¹³⁾、「都市協約」⁽¹⁴⁾等の都市社会政策の枠組み整備が進んでいる。

平等・市民性法第 2 章は、特に社会住宅の適正配分による社会的融合政策及び居住の機会均等政策を規定している。以下に主なものを紹介する。

(1) 社会住宅の配分とガバナンスの改善 (第 1 節)

QPV 以外の地区に立地する社会住宅ストックの毎年の割当てについて、そのうちの 25% を低所得世帯に配分する。これにより QPV に低所得世帯が集中する隔離的居住を緩和するとともに、低所得世帯がより恵まれた地域に居住できる機会が拡充され、社会的融合の進展が見込まれる。

また、社会住宅ストックの毎年の割当てについて、少なくとも 25% を低所得世帯に優先的に配分する。社会住宅の配分方法について透明性を向上し、入居可能な社会住宅の情報を広く公開する。

(2) 家賃政策の改善 (第 2 節)

社会住宅の家賃はその住居の建設経費に基づいて決められるため、立地条件がよく質の高い社会住宅は低所得世帯には借りにくい状況となり、格差を助長する原因となっている。その対策として、家賃の決定方法に柔軟性を持たせ、賃貸者は同じ地区内であっても、さらには同じ建物内であっても、各住宅や各戸により異なる家賃を設定できることとなった。これもまた社会的融合を推進する施策である。

(3) 地方における社会住宅の供給 (第 4 節)

人口が集中する大都市やその周縁部においては、HLM の供給が追いつかない状態が長年続いている。2000 年、「都市の連帯及び再生に関する法律第 2000-1208 号」⁽¹⁵⁾、通称「SRU 法」が制定され、その第 55 条において、住宅供給が不足している一定以上の人口の市町

(10) フランスの住宅政策については、都留民子「フランスにおける住宅政策と社会保障」『海外社会保障研究』152 号, Autumn 2005, pp.33-45. 国立社会保障・人口問題研究所ウェブサイト <<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/13612404.pdf>>; 檜谷美恵子「地域空間化するフランスの住宅政策とそのガバナンス」『政策科学』15(3) 号, 2008.3, pp.149-182. 立命館大学ウェブサイト <http://www.ps.ritsumei.ac.jp/assoc/policy_science/153/15310hinokida.pdf> を参照。

(11) Loi n° 2014-173 du 21 février 2014 de programmation pour la ville et la cohésion urbaine. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028636804&fastPos=1&fastReqId=673655863&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(12) QPV は、立地する地域内の他の地区に比べ経済的・社会的発展が遅れ大きな格差が生じているため、優先的に都市政策を講じることを指定した地区。2016 年 1 月時点で約 1,500 の QPV が指定されている。

(13) 都市政策 (politique de la ville) は、QPV に適用される、住宅や都市基盤、教育、文化、社会保障に及ぶ横断的・総合的な社会的融合・連帯政策。

(14) 都市協約 (contrat de ville) は、経済発展と雇用、社会的統合、住宅等の都市リノベーション計画を柱として、国と市町村又はその広域連合体の間で締結される協約。地域の住民や関係するアソシアションも策定・実施に関わる。

村又は市町村間協力公施設法人⁽¹⁶⁾は、域内の全住戸のうち少なくとも20%が賃貸の社会住宅であるようにする義務を規定した。目標を達成しない市町村には罰金を科し、それを国が当該市町村への社会住宅供給に充当するという措置も定められている。この20%という割合は、その後2013年の「住宅のための公的土地の活用及び社会住宅建設義務の強化に関する法律第2013-61号」⁽¹⁷⁾により現在は25%に引き上げられている。

今回の平等・市民性法では、市町村の事情等に応じた様々なパターンを設定しつつ、趣旨としては住宅供給の緊急度が最も高い地域においてこの社会住宅建設義務を強化する改正が行われた。

3 真の平等のために（第3章）

(1) 市民会議の強化（第1節）

市民会議（Conseil citoyen）はQPVごとに設置される行政から独立した機関であり、男女同数の住民とアソシアシオンの代表で構成され、都市協約の策定・実施・評価に住民の立場から関わる⁽¹⁸⁾。平等・市民性法により、市民会議について規定する前述の「都市及び都市統合のための計画に関する法律」第7条が改正され、地区に特に困難な課題が生じた場合、市民会議は県における国の代表者⁽¹⁹⁾に事案を付託できること、県における国の代表者は調査官の派遣を政府に依頼できること等が定められた。（第153条～第156条）

(2) フランス語習得の重視（第2節）

Iで述べたように、政府は社会的融合の基盤の一つとしてフランス語を重視し、その習得の場を学校教育と職業教育に置いている。平等・市民性法では、後者に関し労働法典を改正する。趣旨は、フランス語技能を、移民を主とする外国人の職業参入のための初歩的、一時的なものとしてではなく、その後の職業生活・社会生活を通して向上させるべきものと位置づけた点である。公共機関や企業には、そうした認識に基づいた貢献を求める。（157条）

(3) 公務員採用方法の拡張（第3節）

公務員の構成や雇用がフランス社会の平等・公平を反映していなければならない、との考えから、平等・市民性法により、企業・アソシアシオン・公選職等における職業実績に基づき選考される第3種試験⁽²⁰⁾による採用を拡張する。また、失業者の優先的選考、就労と職業訓練・個人指導を併せた職業参入促進のための契約等の措置を規定する。これらの措置は、公務員の種別⁽²¹⁾を問わず導入される。（第158条～第169条）

(15) Loi n° 2000-1208 du 13 décembre 2000 relative à la solidarité et au renouvellement urbains. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000207538&fastPos=1&fastReqId=1291990289&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>.

(16) 市町村間協力公施設法人（établissement public de coopération intercommunale: EPCI）は、市町村の広域連合体の総称。

(17) Loi n° 2013-61 du 18 janvier 2013 relative à la mobilisation du foncier public en faveur du logement et au renforcement des obligations de production de logement social. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00026954420&fastPos=1&fastReqId=61153536&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(18) Comité interministériel à l'Égalité et à la Citoyenneté, *op.cit.*(5). 約1,200のQPVのうち637に市民会議が存在し、223が準備中である。

(19) 県における国の代表者（représentant de l'Etat dans le département）は、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し一定の行政権限、司法警察の権限等を有する者であり、*préfet*（「知事」「県の長官」等と訳される）が相当する。なお、県行政の長は、公選職である県議会議員の互選による県議会議長（*président du conseil général*）であり、こちらが日本の県知事に近い。

(20) フランスの公務員採用方法には3種類あり、第1種は筆記試験、第2種は学歴・資格による選考、第3種が職業実績に基づく選考である。

(4) 様々な差別との闘い (第4節)

①出版自由法の改正

ヘイトスピーチに対する刑罰は「出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律」(出版自由法)⁽²²⁾に規定されており、同法第 24 条で差別・憎悪・暴力の扇動、第 32 条で名誉棄損、第 33 条で侮辱について、それぞれ人種等を理由とする場合と性的指向等を理由とする場合に分けられている⁽²³⁾。平等・市民性法では、ヘイトスピーチに関する規定について大きな改正はされていないが、刑罰の一つに「市民意識啓発研修」⁽²⁴⁾が追加された。(第 170 条)

②刑法典の改正

ある犯罪が差別的な要素を伴う場合の刑罰の加重について刑法典第 132-76 条及び第 132-77 条に規定されており、今回の改正でそれぞれ具体的な加重期間が明記された(第 171 条)。

③女性の権利と男女平等の推進

女男平等高等評議会(Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes: HCEfh)は 2013 年 1 月に発足した政府の評議会で、男女平等に関する政策の方向性について市民と対話し、政策の評価、政府からの諮問に対する意見の提示、関連する問題についての調査・分析活動等を行う。今回、従来デクレ⁽²⁵⁾で定めていたその設置と任務等について「差別との闘いの領域における EU 法の適用にかかる諸条項に関する 2008 年 5 月 27 日の法律」(差別禁止法)⁽²⁶⁾に明記する改正を行った。(第 181 条)

④教育における進路指導と機会均等

中等教育の生徒の進路選択に資するため、企業や公的機関での実地見学や職場研修の機会を拡大し、特に教育環境に恵まれていない生徒を優遇する。また、こうした活動を行う地域センターを大学区⁽²⁷⁾ごとに設置する。(第 187 条及び第 188 条)

⑤移動生活者の社会統合

フランス国内において定住せず移動生活をしている者や移動しながら職業活動を行う者について、差別の解消及び社会的融合の出発点として民法上の住所を定める措置を強化し、その上で子どもの教育、社会保障、選挙権、職業の認可等の市民の権利へのアクセスを保障した(第 193 条～第 195 条)。

おわりに

前述のヴァルス首相の発言どおり現政府の取組は根本的に新しいものではなく「強化」

(21) フランスの公務員は、国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員の 3 部門で構成される。

(22) Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000877119&fastPos=1&fastReqId=473176612&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte#>>

(23) 小笠原美喜「米英独仏におけるヘイトスピーチ規制」『レファレンス』784 号, 2016.5, pp.29-43. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9977281_po_078402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

(24) 市民意識啓発研修(stage de citoyenneté)は軽罪に対する刑罰の一つで、訓練・研修に服することを内容とする。その目的は、有罪判決を受けた者に対し、共和国的価値に注意を向けさせ、刑事および民事責任ならびに社会生活上の義務を認識させ、社会復帰を支援することにある。

(25) デクレ(décret)は政令に相当する。

(26) Loi n° 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000018877783&fastPos=1&fastReqId=1227226701&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte#>>

(27) 大学区(académie)は、初等中等教育及び高等教育の行政上の地域区分。2016 年 1 月現在、フランス全土が 17 の大学区に区分されている。

であり、法律も随所に少しずつ文言を付け足す形の改正になっている。そのため「ほうきで掃き集めたような内容」という指摘もある⁽²⁸⁾。テロ行為防止のための取締り強化や大量の移民の流入に対する出入国管理のように社会の不穏な要素を封じ込める「硬」の手段に対し、市民予備役等により連帯感を取り戻すことで社会を安定させる施策は地道な「軟」の対処と言えよう。しかしこの両者は現在の社会不安の解決に必要な両輪である。特に民衆レベルで宗教や人種への差別や非寛容が高まりつつある現在の状況においては、後者こそ重要になる。

経済的格差についても同様である。格差是正のために手当を支給して経済的に援助する、雇用そのものを創出する等の施策に比べ、職業訓練や研修を促進する施策は直接に雇用と収入を約束するものではない。しかし若年者、失業者あるいは離学者が自己の能力や技能を高め人生の可能性を拡大していく途を法で保障することは、格差や疎外感を感じるメンタリティを少しずつ和らげていくことにつながる。

本稿では詳細に触れなかったが、幼児や小学生の段階から共和国的価値に親しませ、また早期に格差が生じないよう優先的に援助する教育施策も含め、いずれも効果が出るまでには長い年月が必要となろう。10年、20年という単位で良い結果が出ることを期待したい。

(とよだ とおる)

(28) "Le Conseil constitutionnel censure des dispositions du texte « égalité et citoyenneté », *Le Monde*, 26 Janvier 2017.

平等及び市民性に関する 2017 年 1 月 27 日の法律第 2017-86 号（抄）

Loi n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透訳

【目次】（太字は本稿において訳出した箇所）

第 1 章 若年者の解放、市民性及び参画

第 1 節 友愛の涵養のため全ての市民男女の共和国への参加を奨励する

第 2 節 若年者の自立への途に付き添う

第 2 章 居住における社会的融合と機会均等

第 1 節 社会住宅の割当ての公平性及び地域におけるガバナンスを改善する

第 2 節 社会住宅における社会的融合と低所得世帯の魅力ある区域への居住を促進する

第 3 節 社会住宅における民主的な居住を強化する

第 4 節 地方における社会住宅の配置を改善し土地戦略の発展を促進する

第 5 節 合理化策

第 3 章 真の平等のために

第 1 節 市民会議に関する規定

第 2 節 職業訓練におけるフランス語に関する規定

第 3 節 公務員に関する規定

第 4 節 人種差別及び様々な差別との闘いを改善する規定

第 4 章 海外領土への適用

第 3 章 真の平等のために

第 1 節 市民会議に関する規定

第 153 条

都市及び都市統合のための計画に関する 2014 年 2 月 21 日の法律第 2014-173 号⁽¹⁾ 第 6 条に VI として次のように加える。

「VI. この法律第 7 条に規定する市民会議⁽²⁾は、住民が遭遇した特殊な困難を県における国の代表者⁽³⁾に付託することができる。

「この付託は、市町村⁽⁴⁾長、市町村間協力公施設法人 [EPCI]⁽⁵⁾の長及び都市協約⁽⁶⁾の署名者へ送付される。

* この翻訳は、Loi n° 2017-86 du 27 janvier 2017 relative à l'égalité et à la citoyenneté. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/22/INTX1524877L/jo/texte>> の第 3 章を翻訳したものである。本稿におけるインターネット情報は、2017 年 1 月 31 日現在のものである。また、訳文内の [] の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) Loi n° 2014-173 du 21 février 2014 de programmation pour la ville et la cohésion urbaine. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000028636804&fastPos=1&fastReqId=883843943&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(2) 市民会議 (conseil citoyen) は、立地する地域の他の地区に比べ経済的・社会的発展の面で格差がある場合に指定される都市政策優先地区 (quartiers prioritaires de la politique de la ville: QPV) ごとに設置される独立機関であり、男女同数の住民とアソシエーション (後掲注 (8)) の代表で構成され、都市協約 (後掲注 (6)) の策定・実施・評価に住民の立場から関わる。

「遭遇した困難の性質及び重要性により妥当である場合、県における国の代表者は、状況診断及び対処のために推奨する行動を都市協約の指針委員会に委ねる。

「都市協約の改訂のため、状況診断、提案及び都市協約の指針委員会の意見についての討議は、市町村議会、及び場合により市町村間協力公施設法人〔EPCI〕の議会並びに都市協約の署名者である他の地方公共団体の議会の議事日程に上程する。」

第 154 条

第 6 条 I 第 2 項中の「諮問の」を「、高等教育機関」に改める。

第 155 条

第 6 条に VII として次のように加える。

「VII. VI に規定する市民会議による付託の後、困難の性質と重要性により妥当である場合、県における国の代表者は、市町村長、場合により都市政策について権限を有する市町村間協力公施設法人〔EPCI〕の議長への諮問の後、当該代表者に直属する政府調査官の任命を〔政府に〕要求することができる。

「政府調査官は、都市協約の全ての署名者への諮問の後、3 か月以内に、状況診断及び実施する行動の一覧を作成する。当該提案〔実施する行動の一覧〕は、都市協約の指針委員会及び市民会議に提示される。状況診断及び提案された行動についての討議は、市町村議会、及び場合により市町村間協力公施設法人〔EPCI〕の議会並びに都市協約の署名者である他の地方公共団体の議会の議事日程に上程する。

「当該行動の実施のため、政府調査官は、政府の部局及びその〔部局の〕実務担当者、都市協約の指針委員会及び当該契約の署名者である地方公共団体の部局の助力を得る。」

第 156 条

租税一般法典〔Code général des impôts〕第 1388 条の 2 II 最終文中の「都市」の次に「及び市民会議において」を加える。

第 2 節 職業訓練におけるフランス語に関する規定

第 157 条

労働法典（Code du travail）を次のように改正する⁽⁷⁾。

1° L. 第 6111-2 条第 2 項を次のように改める。

「非識字と闘いフランス語技能及びデジタル能力の習得及び向上に益する行動は、生涯職業訓練の一部を成すものである。全ての公役務、地方公共団体及びその連合体、企業及び企業内機関、アソシアシオン⁽⁸⁾並びに労働団体及び職業団体は、各々の活動

(3) 県における国の代表者（représentant de l'Etat dans le département）は、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し一定の行政権限、司法警察の権限等を有する者であり、préfet（「知事」「県の長官」等と訳される）が相当する。なお、県行政の長は、公選職である県議会議員の互選による県議会議長（président du conseil général）であり、こちらが日本の県知事に近い。

(4) 実際にはフランスには市町村の区別はなく、基礎自治体は全てコミューン（commune）と呼ばれる。市町村長（maire）は、公選の市町村議会議員から互選で選ばれる。

(5) 市町村間協力公施設法人（établissement public de coopération intercommunale: EPCI）は、市町村の広域連合体の総称。

(6) 都市協約（contrat de ville）は、経済発展と雇用、社会的統合、住宅等の都市リノベーション計画を柱として、国と市町村又はその広域連合体の間で締結される協約。地域の住民や関係するアソシアシオンも策定・実施に関わる。

(7) 改正の対象は労働法典第 6 編「生涯職業訓練」に当たる。

領域においてそれらの行動の策定及び実施に貢献する。」

2° L. 第 6313-1 条 13° の末尾の「フランス語の習得」を「フランス語技能の習得と向上に益する」に改める。

3° L. 第 5223-1 条 6° 中の「習得」の次に「技能の [習得] 及び向上」を加える。

第 3 節 公務員に関する規定

第 158 条

政府は、国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員⁽⁹⁾の [職における] 差別との闘い及びフランス社会の多様性の認識について 2 年ごとに報告書を公表する。

第 159 条

I. 国家公務員の身分を規程する 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号⁽¹⁰⁾ 第 19 条を次のように改める。

1° 最初の「一の」以下を「次の方法の少なくとも [一の]」とする。

2° 3° を次のように改める⁽¹¹⁾。

a) 第 1 文を次のように改める。

「一若しくは複数の、性質を問わない職業、地方公共団体の一若しくは複数の公選議会議員職、又は、無償奉仕を含む、アソシアシオンの責任者の資格での一若しくは複数の活動への一定期間の就労を証明する候補者に対する、特別の法規により規定する条件に従う公募試験」

b) 最終文を次のように改める。

「必要とされる就労期間は、特別の法規で定める。」

c) 次の 1 項を加える。

「見習い契約及び職業化契約⁽¹²⁾の期間は、この条 3° 第 1 項に定める採用試験を受験するために必要とされる就労期間の算定から差し引く。」

II. 地方公務員の身分を規程する 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号⁽¹³⁾ 第 36 条を次のように改める。

(8) フランスのアソシアシオン (association) は、文化、スポーツ、社会奉仕、弱者支援等の広汎な分野にわたり存在する非営利団体で、地域における住民の連帯や問題解決において大きな役割を果たしている。そのうち「届出アソシアシオン (association déclaré)」は法人の資格を持ち、団体訴権が認められている場合もある。アソシアシオンについては、自治体国際化協会パリ事務所「フランスにおける地域振興とアソシアシオン」『CLAIR Report』No.344, 2010.1.4. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/344.pdf>> を参照。

(9) フランスの公務員は、国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員の 3 部門で構成されている。全部門を対象とする共通法である「公務員の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日の法律第 83-634 号 (Loi n° 83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000504704&fastPos=1&fastReqId=617928624&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>)」及び第 159 条 I から III にある部門ごとの規程を合わせた 4 件の法律が、公務員一般身分規程 (statut général des fonctionnaires) を構成する。

(10) Loi n° 84-16 du 11 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique de l'État. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.JORFTEXT000000501099&fastPos=1&fastReqId=439724391&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 前掲注 9 に示した部門ごとの規程のうち、国家公務員を対象とするもの。

(11) フランスの公務員採用方法には 3 種類あり、国家公務員の身分を規程する法律第 84-16 号第 19 条の 1° で第 1 種の筆記試験、2° で第 2 種の学歴・資格による選考、3° で第 3 種の職業実績に基づく選考を規定する。ここでは第 3 種試験の定義の拡張を規定する。

(12) 職業化契約 (contrat de professionnalisation) は、求職者が企業内での実地の業務と外部での研修の受講を交互に行い職業能力を高めることを目的とする契約。

(13) Loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000320434&fastPos=1&fastReqId=1897288155&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 前掲注 (9) に示した部門ごとの規程のうち、地方公務員を対象とするもの。

1° 最初の「一の」以下を「次の方法の少なくとも [一の]」とする。

2° 3°を次のように改める⁽¹⁴⁾。

a) 第1項第1文を次のように改める。

「一若しくは複数の、性質を問わない職業、地方公共団体の一若しくは複数の公選議会議員職、又は、無償奉仕を含む、アソシアシオンの責任者の資格での一若しくは複数の活動への一定期間の就労を証明する候補者に対する、特別の法規により規定する条件に従う第3種公募試験」

b) 同じ第1項の最後から2番目の文を次のように改める。

「必要とされる就労期間は、特別の法規で定める。」

c) 第2項を次のように改める。

「見習い契約及び職業化契約の期間は、この条3°第1項に定める採用試験を受験するために必要とされる就労期間の算定から差し引く。」

III. 医療・療養施設公務員の身分を規程する1986年1月9日の法律第86-33号⁽¹⁵⁾第29条を次のように改める。

1° 最初の「一の」以下を「次の方法の少なくとも [一の]」とする。

2° 3°を次のように改める⁽¹⁶⁾。

a) 第1文を次のように改める。

「一若しくは複数の、性質を問わない職業、地方公共団体の一若しくは複数の公選議会議員職、又は、無償奉仕を含む、アソシアシオンの責任者の資格での一若しくは複数の活動への一定期間の就労を証明する候補者に対する、特別の法規により規定する条件に従う公募試験」

b) 最後の文を次のように改める。

「必要とされる就労期間は、特別の法規で定める。」

c) 次の1項を加える。

「見習い契約及び職業化契約の期間は、この条3°第1項に定める採用試験を受験するために必要とされる就労期間の算定から差し引く。」

第160条

教育法典 [Code de l'éducation] L. 第611-5条を次のように改める。

1° 第1項に次の1文を加える。

「学生就職支援局⁽¹⁷⁾は、公務員職に存在する職種について学生に情報を与え、公務員職に就くための [方法の] 特定と準備において付添支援を行う。」

2° 第2項最終文中の「企業」の次に「、アソシアシオン及び公的機関」を加える。

第161条

公務員の権利と義務に関する1983年7月13日の法律第83-634号第16条の次に第16条の2として次のように加える。

「第16条の2 第2条に規定する行政機関⁽¹⁸⁾は、公務員採用の管理に必要なデータの

(14) 地方公務員についての、前掲注(11)と同様の規定。

(15) Loi n° 86-33 du 9 janvier 1986 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique hospitalière. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000512459&fastPos=1&fastReqId=584815664&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 前掲注(9)に示した部門ごとの規程のうち、医療・療養施設公務員を対象とするもの。

(16) 医療・療養施設公務員についての、前掲注(11)と同様の規定。

(17) 学生就職支援局は、各大学に設置され、雇用・研修情報の学生への広報、学生の就職活動の支援等を行う。

補完として、第 3 条に規定する雇用⁽¹⁹⁾への応募に関する調査と統計を作成するため候補者に対し自身の〔職業〕研修及び社会状況又は職業状況に関するデータの提出を要求する。このデータは、情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号⁽²⁰⁾第 8 条に規定する〔収集が禁止された〕データであってはならない。当該データは〔採用〕審査官に伝達されない。

「収集の方法及び収集するデータの一覧並びにその保管方法は、情報処理及び自由に関する国家委員会〔CNIL〕⁽²¹⁾の理由を付し公表される意見を徴した後、コンセイユ・デタ⁽²²⁾の議を経るデクレ⁽²³⁾で定める。」

第 162 条

I. 前記〔国家公務員の身分を規程する〕1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号第 22 条の 2⁽²⁴⁾を次のように改める。

1° 第 1 項中の「満 16 歳から満 25 歳の」を「28 歳以下の」に改める。

2° 第 3 項第 1 文中の「L. 第 981-5 条第 1 項」を「L. 第 6325-8 条及び L. 第 6325-9 条」に改める。

3° 第 4 項を次のように改める。

「この条に規定する契約の枠内で、雇用管理において当該者を受け入れ指導し、当該者に対し役務における活動のための有益な助言を与え、当該者の研修過程を見守るため、個人指導官が任命される。行政機関は、個人指導官にその任務の遂行に必要な裁量を与える。行政機関は、当該者が個人指導制研修を活用できるよう留意する。」

4° 最終項の前に次の 4 項を加える。

「長期間失業の状態にあり、45 歳以上で、かつ次に掲げる〔手当の〕受給者は、この条により実施される採用手続を同一の条件で受けることができる。

「一活動的連帯所得手当〔RSA〕⁽²⁵⁾、特別連帯手当〔ASS〕⁽²⁶⁾又は成人障害者手当〔AAH〕⁽²⁷⁾

「一海外県⁽²⁸⁾並びにサン・バルテルミ、サン・マルタン及びサン・ピエール・エ・ミクロン⁽²⁹⁾における社会参入最低所得手当〔RMI〕又は単親手当〔API〕⁽³⁰⁾

(18) 国又は州・県・市町村の行政機関、国又は地方の公施設法人等。議会、司法は除外される。

(19) 文官公務員全般の雇用を指す。

(20) Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000886460&fastPos=1&fastReqId=1120093692&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 通称「個人情報保護法」。第 8 条では、人種・民族的出自、政治・哲学・宗教の信条、健康状態等の個人的性格のデータの収集の禁止及びその例外を規定する。

(21) 情報処理及び自由に関する国家委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL）は、上記の個人情報保護法の遵守を監視する独立行政機関。

(22) コンセイユ・デタ（Conseil d'État）は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(23) デクレ（décret）は政令に相当する。

(24) 第 22 条の 2 では、学歴を途中で離れ学位・資格を持たない若年者を契約で雇用し（カテゴリー C）、職業活動と交互に行う研修により上位のカテゴリーに相当する資格を修得させる雇用を規定する。なお、フランスの公務員は A、B 及び C のカテゴリーに分けられる。A は学士号以上を要し企画立案・監督管理の職務、B はバカロレア（大学入学資格試験）取得レベルで施策の実施における事務的な職務、C は職業教育免状取得のレベルで事務補助的・技能的職務に従事する。

(25) 活動的連帯所得手当（RSA）は、最低所得補償の中心となっている制度。フランス国内に居住し、世帯収入が一定水準に達しない者で、① 25 歳以上又は扶養する子がおり若しくは妊娠中、② フランス国籍又は就労用滞在許可を 5 年以上保有、③ 学生でない、かつ、企業での職業研修中でないこと等の条件を満たす者に支給される。

(26) 特別連帯手当（ASS）は、失業保険が終了した失業者で、雇用契約終了に先立つ 10 年間に 5 年以上被用者であった者に支給される最低所得補償。

(27) 成人障害者手当（AAH）は、20 歳以上で一定以上の障害があり、かつ、所得が一定額以下の者に支給される最低所得補償。

「この条に規定する方法による採用に供される1年当たりのポスト数は、この方法により充当するポスト及び第22条cに規定する無試験採用ポストの合計数の、小数点以下四捨五入して20%を下回ってはならない。」

II. 前記〔地方公務員の身分を規程する〕1984年1月26日の法律第84-53号第38条の2⁽³¹⁾を次のように改める。

1° 第1項中の「満16歳から25歳の」を「28歳以下の」に改める。

2° 第3項第1文中の「L. 第981-5条第1項」を「L. 第6325-8条及びL. 第6325-9条」に改める。

3° 第4項を次のように改める。

「この条に規定する契約の枠内で、雇用管理において当該者を受け入れ指導し、当該者に対し役務における活動のための有益な助言を与え、当該者の研修過程を見守るため、個人指導官が任命される。行政機関は、個人指導官にその任務の遂行に必要な裁量を与える。行政機関は、当該者が個人指導制研修を活用できるよう留意する。」

4° 最終項の前に次の4項を加える。

「長期間失業の状態にあり、45歳以上で、かつ次に掲げる〔手当の〕受給者は、この条により実施される採用手続を同一の条件で受けることができる。

「－活動的連帯所得手当〔RSA〕、特別連帯手当〔ASS〕又は成人障害者手当〔AAH〕

「－海外県並びにサン・バルテルミ、サン・マルタン及びサン・ピエール・エ・ミクロンにおける社会参入最低所得手当〔RMI〕又は単親手当〔API〕

「州、県、市町村並びに人口40,000人以上の課税自主権を有する市町村間協力公施設法人〔EPCI〕及びこれに類する公施設法人において、この条に規定する方法による採用に供される1年当たりのポスト数は、この方法により充当するポスト及び第38条dに規定する無試験採用ポストの合計数の、小数点以下四捨五入して20%を下回ってはならない。」

III. 前記〔医療・療養施設公務員の身分を規程する〕1986年1月9日の法律第86-33号第32-2条⁽³²⁾を次のように改める。

1° 第1項中の「満16歳から満25歳の」を「28歳以下の」に改める。

2° 第3項第1文中の「L. 第981-5条第1項」を「L. 第6325-8条及びL. 第6325-9条」に改める。

3° 第4項を次のように改める。

「この条に規定する契約の枠内で、雇用管理において当該者を受け入れ指導し、当該者に対し役務における活動のための有益な助言を与え、当該者の研修過程を見守るため、個人指導官が任命される。行政機関は、個人指導官が任務の遂行に必要な裁量を与える。行政機関は、当該者が個人指導制研修を活用できるよう留意する。」

(28) フランスの海外県 (département d'outre-mer: DOM) には、カリブ海に位置するグアドループ (Guadeloupe)、マルティニーク (Martinique)、南米のカリブ海沿岸に位置するフランス領ギアナ (Guyane)、南インド洋に位置するレユニオン (Réunion)、マヨット (Mayotte) の5県がある。

(29) サン・バルテルミ (Saint Barthélemy)、サン・マルタン (Saint Martin)、サン・ピエール・エ・ミクロン (Saint-Pierre et Miquelon) は海外自治体 (Collectivités d'outre-mer: COM) (「海外準県」とも訳される) で、いずれもカリブ海に位置する。

(30) 社会参入最低所得手当 (RMI)、単親手当 (API) は、共に最低所得補償制度で、フランス本土では2008年に統合されて活動的連帯所得手当 (RSA) (前掲注(25)参照) となった。

(31) 地方公務員についての、前掲注(24)と同様の規定。

(32) 医療・療養施設公務員についての、前掲注(24)と同様の規定。

4° 最終項の前に次の 4 項を加える。

「長期間失業の状態にあり、45 歳以上で、かつ次に掲げる [手当の] 受給者は、この条により実施される採用手続を同一の条件で受けることができる。

「一 活動的連帯所得手当 [RSA]、特別連帯手当 [ASS] 又は成人障害者手当 [AAH]

「一 海外県並びにサン・バルテルミ、サン・マルタン及びサン・ピエール・エ・ミクロンにおける社会参入最低所得手当 [RMI] 又は単親手当 [API]

「この条に規定する方法による採用に供される 1 年当たりのポスト数は、この方法により充当するポスト及び第 32 条 c に規定する無試験採用ポストの合計数の、小数点以下四捨五入して 20% を下回ってはならない。」

第 163 条

削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]⁽³³⁾

第 164 条

地方公務員の育成に関する及び 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号を補完する 1984 年 7 月 12 日の法律第 84-594 号⁽³⁴⁾ 第 7 条を次のように改める。

1° 第 1 項中の「及び 3°」を「、3° 及び 5°」に改める⁽³⁵⁾。

2° 同第 1 項の末尾に次の 1 項を加える。

「研修計画は議会に提示される。」

第 165 条

前記 [公務員の権利と義務に関する] 1983 年 7 月 13 日の法律第 83-634 号第 6 条の 2⁽³⁶⁾ を次のように改める。

1° 第 1 項の末尾に次の 1 項を加える。

「いかなる公務員も、人の性に関連する不正行為とみなされる、その者の尊厳を害し又は威嚇的な、敵意のある、下劣な、恥辱的な若しくは無礼な状況を作り出す目的及び効果を有する性差別的行為を受けることがあってはならない。」

2° 第 2 項の冒頭の「しかし、」を削る。

3° 1° の末尾の「第 1 項における」を「最初の 2 項における」に改める。

第 166 条

I. 同第 6 条の 2 第 3 項中の「行政機関」を「議長及び」に改める。

II. 前記 [国家公務員の身分を規程する] 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号第 20 条の 2 を次のように改める。

1° 第 1 項に次の 1 文を加える。

「[採用審査会の] 長は、男女の構成者が交互に任じられる。」

2° 第 2 項の末尾に「並びに [採用] 審査会の長を男女交互とする原則の適用を除外す

(33) 平等・市民性法は、議会での承認の後、フランス第五共和国憲法第 61 条第 2 項の規定に基づき、元老院 (上院) 及び国民議会 (下院) の各 60 名以上の議員により憲法院における違憲審査に付された。2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC (décision du Conseil constitutionnel no 2016-745 DC du 26 janvier 2017) により、48 の条文又は条文の一部が違憲とされ削除された。

(34) Loi n° 84-594 du 12 juillet 1984 relative à la formation des agents de la fonction publique territoriale et complétant la loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000501342&fastPos=1&fastReqId=1438746732&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(35) 地方公務員に対する研修の年間計画又は多年度計画の対象に「非識字との闘い及びフランス語の習得のための行動計画」を追加する規定。

(36) 第 6 条の 2 では、公務員間の男女差別、セクシャル・ハラスメントの禁止を規定する。

る条件」を加える。

III. 前記 [地方公務員の身分を規程する]1984年1月26日の法律第 84-53 号第 42 条最終項に次の文を加える。

「コンセイユ・デタの議を経るデクレにより規定される場合を除き、[採用審査会の]長は、男女の構成者が交互に任じられる。」

IV. 前記 [医療・療養施設公務員の身分を規程する]1986年1月9日の法律第 86-33 号第 30-1 条に次の 1 文を加える。

「コンセイユ・デタの議を経るデクレにより規定される場合を除き、[採用審査会の]長は、男女の構成者が交互に任じられる。」

第 167 条

試験的な名目で及びこの法律の施行から 6 年間につき、就労と交互に行う研修により国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員の [いずれかの] 職団又は職種に就業するための行政試験を受験することができることとする公法上の契約により、28 才以下の失業中の者を、選考手続を経て、カテゴリー B 及びカテゴリー A⁽³⁷⁾ の職に雇用することができる。

公務員の資格を有する者は、前項に規定する採用 [手続] を受けることができない。

候補者の選考は、候補者が公務員となる適性及び動機に基づいて行われる。公務員雇用の協力組織及び採用を行う行政機関の外部の者が、選考手続に参加する。選考委員会は、[複数の候補者の] 適性が同等である場合は、都市及び都市統合のための 2014 年 2 月 21 日の計画法律第 2014-173 号第 5 条の意味における都市政策優先地区 [QPV]⁽³⁸⁾、租税一般法典第 1465A 条の意味における農村再活性化地域、憲法第 73 条に規定する地方自治体 [海外県]、サン・バルテルミ、サン・マルタン、サン・ピエール・エ・ミクロン、又はコンセイユ・デタの議を経るデクレにより定められる若年者の就業が特に困難である地域に居住する候補者を優先する。

候補者は、託される任務を遂行し、与えられる研修を受講し、及びこの条第 1 項に規定する採用試験を受験する義務を負う。雇用管理において当該者を受け入れ指導し、当該者に任務における活動に有益な助言を与え、当該者の研修過程を見守るため、個人指導官が任命される。

行政機関は、個人指導官にその任務の遂行に必要な裁量を与える。行政機関は、当該者が個人指導制研修を活用できるよう留意する。

契約期間は、12 か月以上 2 年未満でなければならない。当該契約は、当該者が受験した採用試験に失敗した場合、1 年の期限で更新することができる。

契約は、契約当事者が取得した出産休暇又は養子休暇⁽³⁹⁾ 及び父親休暇及び子の迎え入れの休暇⁽⁴⁰⁾、病気休暇及び労災休暇の期間の限度内で延長することができる。

長期間失業の状態にあり、45 歳以上で、かつ次に掲げる [手当の] 受給者は、この条により実施される国家公務員、地方公務員及び医療・療養施設公務員の採用手続を受けるこ

(37) 前掲注 (24) 参照。

(38) 前掲注 (2) 参照。

(39) 被用者は、法的に認められた養子を引き取って 7 日以内の日から最大 6 週間の養子休暇 (Congés d'adoption) を取得する権利を有する (労働法典 L. 第 1225-37 条)。

(40) 父親となった被用者は、デクレで定める期間中に、連続する 11 日間の父親休暇及び子の迎え入れの休暇 (Congé de paternité et d'accueil de l'enfant) を取得する権利を有する (労働法典 L. 第 1225-35 条)。

とができる。

- 1° 活動的連帯所得手当 [RSA]、特別連帯手当 [ASS] 又は成人障害者手当 [AAH]
- 2° 又は、憲法第 73 条に規定する地方自治体 [海外県] 並びにサン・バルテルミ、サン・マルタン及サン・ピエール・エ・ミクロンにおける社会参入最低所得手当 [RMI] 又は単親手当 [API]

第 168 条

一定の等級の公務員の研修、採用及び身分に関する、並びに公務員局及び文官管理常設委員会を設立する 1945 年 10 月 9 日のオルドナンス第 45-2283 号⁽⁴¹⁾を次のように改める。

- 1° 第 5 条第 2 項を削る。
- 2° 第 8 条として次のように加える。

「第 8 条 国立行政学院 [ENA]⁽⁴²⁾の入学試験官は、人材 [管理・開発等の] 領域の有識者 1 名及び経験に基づき選任される国家公務員資格を有しない有識者 5 名を含む。」

第 169 条

削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 4 節 人種差別及び様々な差別との闘いを改善する規定

第 1 款 出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律及び刑法典を改正する規定

第 170 条

I. 刑法典 [Code pénal] 第 131-5-1 条第 1 項第 1 文中の「[市民意識啓発研修⁽⁴³⁾の] 方法、期間及び内容は CONSEIL DE LA PRESSE の議を経るデクレで定めることとし、その目的は [その者に] 社会の基盤である忍耐及び人の尊厳の尊重という共和国的価値を想起させることを目的とする」を「共和国の価値及び市民の義務の習得を意図する [市民意識啓発研修]。この研修の方法及び内容は、CONSEIL DE LA PRESSE の議を経るデクレで定める。」に改める。

II. 出版の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律 [以下「出版自由法」という]⁽⁴⁴⁾を次のように改正する。

- 1° 第 24 条⁽⁴⁵⁾を次のように改める。
 - a) 第 8 項中の「[性的指向] 又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める⁽⁴⁶⁾。

(41) Ordonnance n° 45-2283 du 9 octobre 1945 relative à la formation, au recrutement et au statut de certaines catégories de fonctionnaires et instituant une direction de la fonction publique et un conseil permanent de l'administration civile. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000521942&fastPos=1&fastReqId=1365898386&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> オルドナンスは行政立法。所定の期間に議会の承認を必要とし、承認後は法律としての価値を有する。

(42) 国立行政学院 (Ecole nationale d'administration: ENA) は、高級官僚を養成するための高等教育機関。

(43) 市民意識啓発研修 (stage de citoyenneté) は軽罪に対する刑罰の一つで、訓練・研修に服することを内容とする。その目的は、有罪判決を受けた者に対し、共和国的価値に注意を向けさせ、刑事および民事責任ならびに社会生活上の義務を認識させ、社会復帰を支援することにある。

(44) Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000877119&fastPos=1&fastReqId=473176612&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte#>>

(45) 出版自由法第 24 条では、同第 23 条に定める手段 (公共の場や集会における演説、著作・図画等の頒布、掲示、電子的コミュニケーション手段) による差別等の扇動罪について、人種・宗教等を理由とする場合 (第 7 項) 及び性的指向等を理由とする場合 (第 8 項) の刑罰を規定する。小笠原美喜「米英独仏におけるヘイトスピーチ規制」『レファレンス』784 号, 2016.5, pp.29-43. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9977281_po_078402.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

b) 3°として以下を加える。

「3° 刑法典第 131-5-1 条に規定する市民意識啓発研修」

2° 第 32 条⁽⁴⁷⁾を次のように改める。

a) 第 3 項中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。

b) 2°として以下を加える。

「2° 刑法典第 131-5-1 条に規定する市民意識啓発研修」

3° 第 33 条⁽⁴⁸⁾を次のように改める。

a) 第 3 項の「6 か月の拘禁刑及び 22,500 ユーロ⁽⁴⁹⁾の罰金」を「1 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金」に改める。

b) 同第 3 項中の「、前項に規定する条件で、」を「同様の方法により」に改める。

c) 第 4 項中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。

d) 2°として以下を加える。

「2° 刑法典第 131-5-1 条に規定する市民意識啓発研修」

4° 第 48-4 条第 1 項中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。

5° 第 50-1 条の「第 24 条の 2」の次に「、第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 3 項及び第 4 項により」を加える。

6° 第 51 条第 2 項の末尾に次の 1 文を加える。

「第 24 条第 7 項及び第 8 項、第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 3 項及び第 4 項に規定する場合におけるちらし及びポスターの差押えについても同様とする。」

7° 第 54 条の次に、第 54-1 条として次のように加える。

「第 54-1 条 第 24 条第 7 項又は第 32 条第 2 項の規定による法性決定⁽⁵⁰⁾に基づく第 50 条及び第 53 条⁽⁵¹⁾の適用による告訴の場合には、判決裁判所は、対審の原則を尊重しつつ、当該規定の一に基づき犯罪の法性を再決定することができる。

「第 24 条第 8 項、第 32 条第 3 項に規定による法性決定に基づく第 50 条及び第 53 条の適用による告訴の場合には、判決裁判所は、対審の原則を尊重しつつ、当該規定の一に基づき犯罪の法性を再決定することができる。」

8° 第 55 条⁽⁵²⁾の末尾に次の 1 項を加える。

「第 24 条第 7 項若しくは第 8 項又は第 33 条第 3 項若しくは第 4 項に規定する法性決

(46) 今回の平等・市民性法により、差別事由として多くの法律において「性的指向又は性同一性 (orientation ou identité sexuelle)」とされていた文言を、EU 法の文言に合わせ「性的指向又はジェンダー自認 (orientation sexuelle ou identité de genre)」に改めた。

(47) 出版自由法第 32 条では、同第 23 条に定める手段 (公共の場や集会における演説、著作・図画等の頒布、掲示、電子的コミュニケーション手段) による名誉毀損罪について、人種・宗教等を理由とする場合 (第 2 項) 及び性的指向等を理由とする場合 (第 3 項) の刑罰を規定する。

(48) 出版自由法第 33 条では、同第 23 条に定める手段 (公共の場や集会における演説、著作・図画等の頒布、掲示、電子的コミュニケーション手段) による侮辱罪について、人種・宗教等を理由とする場合 (第 3 項) 及び性的指向等を理由とする場合 (第 4 項) の刑罰を規定する。

(49) 1 ユーロは約 117 円 (平成 29 年 1 月分報告省令レート)。

(50) 法性決定 (qualification) とは、対象となる法律問題の性質を判断し適用すべき法律・条項を決定すること。この場合は、人種等を理由とする差別等の扇動 (第 24 条第 7 項) 又は名誉毀損 (第 32 条第 2 項) のいずれかに該当すると決定すること。

(51) 出版自由法第 50 条では予審の開始の請求に必要とされる法性決定、第 53 条では被疑者の召喚状に記載されるべき内容を規定する。

(52) 出版自由法第 55 条では、被告人が真実の証明を求める場合に検事又は原告に対して行う通告について規定する。

定に従った告訴の場合には、判決裁判所が第 32 条第 2 項及び第 3 項に規定する法性決定に従って犯罪の法性を再決定した場合において、判決裁判所においてこの条が同様に適用される。」

9° 第 65-3 条に次の 1 項を加える。

「当該軽罪⁽⁵³⁾については、第 65 条第 2 項⁽⁵⁴⁾は適用されない。」

10° 第 65-3 条の次に、第 65-4 条として次のように加える。

「第 65-4 条 第 24 条第 7 項及び第 8 項、第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに第 33 条第 3 項及び第 4 項に規定する行為を罰する刑法典に規定する違警罪に対しては、これらの行為が公になされたものではない場合 [においても]、第 54-1 条及び第 65-3 条並びに第 55 号最終項が適用される。」

第 171 条

I. 刑法典を次のように改正する。

1° 第 132-76 条を次のように改める⁽⁵⁵⁾。

「第 132-76 条 ある重罪又は軽罪が、被害者の特定のいわゆる人種⁽⁵⁶⁾、民族、国籍若しくは宗教への、実際の若しくは想定される帰属の有無を理由として、被害者若しくはその者が帰属する集団の名誉若しくは [当該集団に対する] 尊敬を攻撃する言葉、著作、画像、物体若しくはあらゆる性質の行為が [当該重罪又は軽罪の] 前に、伴って若しくは後に行われた場合、又は当該行為がこれらを理由の一として当該被害者に対して行われた事実が証明される場合、自由剥奪刑の最長年限が次のように加重される。

「1° 当該犯罪が 30 年の禁錮刑に処される場合は、無期懲役に加重される。

「2° 当該犯罪が 20 年の禁錮刑に処される場合は、30 年の禁錮刑に加重される。

「3° 当該犯罪が 15 年の禁錮刑に処される場合は、20 年の禁錮刑に加重される。

「4° 当該犯罪が 10 年の禁錮刑に処される場合は、15 年の禁錮刑に加重される。

「5° 当該犯罪が 7 年の禁錮刑に処される場合は、10 年の禁錮刑に加重される。

「6° 当該犯罪が 5 年の禁錮刑に処される場合は、7 年の禁錮刑に加重される。

「7° 当該犯罪が 3 年の禁錮刑に処される場合は、二倍に加重される。

「この条は、この法典第 222-13 条、第 225-1 条及び第 432-7 条、並びに出版自由法第 24 条第 7 項、第 32 条第 2 項及び第 33 条第 3 項に規定する犯罪には適用されない。」⁽⁵⁷⁾

2° 第 132-77 条を次のように改める。

「第 132-77 条 ある重罪又は軽罪が、被害者の実際の若しくは想定される性別、性的指向又はジェンダー自認を理由として、被害者若しくはその者が帰属する集団の名誉

(53) 出版自由法第 24 条第 7 項及び第 8 項、同第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに同第 33 条第 3 項及び第 4 項に規定する軽罪。前掲注 (35); 前掲注 (37); 前掲注 (38) を参照。同法第 65-3 条では、これらの軽罪の時効を 1 年と規定している。なお、フランスの刑法上の犯罪は、重い方から重罪 (crime)、軽罪 (délit) 及び違警罪 (contravention) に分類される。

(54) 出版自由法第 65 条第 2 項では、出版自由法で規定する犯罪の時効が中断する場合について規定する。

(55) 従来、同条では差別事由による刑罰の加重について「法律が定める場合」と規定していたが、今回の改正により、特に定める場合を除き全ての重罪及び軽罪に適用される加重刑を明記した。2° の第 132-77 条も同様。

(56) race (通常は「人種」と訳される) の語は厳密な意味が不明瞭であり差別を助長するためフランスの法律 (特に差別に関する規定が多い刑法、刑事訴訟法及び出版自由法) から削除すべき、という主張がオランダ大統領を含む左派にあり、議会においても 2013 年からそれを推進する方向で議論されているが、第五共和国憲法第 1 条に用いられている語であり、また適切な代案もないまま、今回のような法改正の機会を捉えて適宜 *prétendue* race (いわゆる人種) に置き換える措置が採られている。

(57) これらの条項においては本来的に差別に基づく犯罪の刑罰を規定しているため、差別的行為を伴ったことを理由としてさらに刑罰が加重されることはない。

若しくは〔当該集団に対する〕尊敬を攻撃する言葉、著作、画像、物体若しくはあらゆる性質の行為が〔当該重罪又は軽罪の〕前に、伴って若しくは後に行われた場合、又は当該行為がこれらを理由の一として当該被害者に対して行われた事実が証明される場合、自由剥奪刑の最長年限が次のように加重される。

「1° 当該犯罪が30年の禁錮刑に処される場合は、無期懲役に加重される。

「2° 当該犯罪が20年の禁錮刑に処される場合は、30年の禁錮刑に加重される。

「3° 当該犯罪が15年の禁錮刑に処される場合は、20年の禁錮刑に加重される。

「4° 当該犯罪が10年の禁錮刑に処される場合は、15年の禁錮刑に加重される。

「5° 当該犯罪が7年の禁錮刑に処される場合は、10年の禁錮刑に加重される。

「6° 当該犯罪が5年の禁錮刑に処される場合は、7年の禁錮刑に加重される。

「7° 当該犯罪が3年の禁錮刑に処される場合は、二倍の禁錮刑に加重される。

「この条は、この法典第222-13条、第222-33条、第225-1条及び第432-7条、又は出版自由法第24条第8項、第32条第3項及び第33条第4項に規定する犯罪においては、及び当該犯罪が被害者の配偶者、内縁関係にある者若しくは民事連帯契約〔PACS〕⁽⁵⁸⁾を締結しているパートナーにより行われたという理由により、又は婚姻若しくはPACSの締結を強制するため若しくは当該婚姻若しくは当該〔PACS〕締結の拒否を理由として強制された者若しくは拒否した者に対して行われたという理由により既に加重されている場合においては、適用されない。」

3° 第221-4条6°及び7°、第222-3条5°の2及び5°の3、第222-8条、第222-10条及び第222-12条、第222-18-1条、第222-24条9°、第222-30条6°、第225-18条、第311-4条9°、第312-2条3°並びに第322-8条3°を削除する。⁽⁵⁹⁾

4° 第222-13条を次のように改める。

a) 5°の2の「人種」を「いわゆる人種」に改める。

b) 5°の3を次のように改める。

「5°の3 犠牲者の性別、性的指向又は真の若しくは想定されたジェンダー自認を理由として」

5° 第226-19条第1項中の「又は性同一性」を「性的〔指向〕又はジェンダー自認」に改める。

6° 第322-2条最終項を削る。⁽⁶⁰⁾

7° 第222-18-2条3°の末尾の「、第222-18条及び第222-18-1条」を「及び第222-18条」に改める。

8° 第225-18-1条の最初の4項を次の1項に改める。

「第121-2条に規定する条件に従い、第225-17条に規定する犯罪⁽⁶¹⁾の刑法上の責任を宣告された法人は、第131-38条に規定する方法に従う罰金の他に、第131-39条1°及び9°に規定する刑罰に処される。」

II. 刑事訴訟法典〔Code de procédure pénal〕第2-17条中の「及び第225-18条」を削る。

(58) 民事連帯契約 (pacte civil de solidarité: PACS) は、男女を問わず共同生活を営むことを目的として2人の者の間で締結される合意。

(59) 差別行為を伴った殺人罪、傷害罪等に対し個別に刑罰を規定していた条項を削除する規定。前掲注55を参照。

(60) 6°から8°、次のIIからIVは、この条13°による削除に伴う調整。

(61) 刑法第225-17条では、墳墓発掘、死体損壊等の犯罪を行った団体等に対し、解散・謝罪広告の公表等の刑罰に処すこと、動機に差別を含む場合に刑罰を加重すること等を規定する。

III. 国有財産法典 L. 第 114-2 条最終項を削る。

IV. 人権と基本的自由を侵害する党派的活動の防止と処罰を強化するための 2001 年 6 月 12 日の法律第 2001-504 号⁽⁶²⁾ 第 1 条 1° 及び第 19 条中の「及び第 225-18 条」を削る。

第 172 条

バ＝ラン県、オー＝ラン県及びモーゼル県⁽⁶³⁾に適用する地方刑法典を次のように改正する。

1° 第 166 条を削除する。

2° 第 167 条を次のように改める。

「第 167 条 教会と国家の分離に関する 1905 年 12 月 9 日の法律⁽⁶⁴⁾ 第 31 条及び第 32 条が適用される。」

第 173 条

出版自由法を次のように改正する。

1° 第 24 条第 5 項⁽⁶⁵⁾を次のように改める。

a) 「人間性」の次に「、奴隷化又は奴隷化された者からの搾取の罪」を加える。

b) 「当該重罪がその実行者の有罪判決に至らなかった場合も含め、」を加える。

2° 第 24 条の 2 第 1 項⁽⁶⁶⁾の次に次の 3 項を加える。

「この条第 1 項に規定するもの以外のジェノサイドの罪、人道に対する別の罪、[他人の] 奴隷化又は奴隷化された者からの搾取の罪、又は 1998 年 7 月 18 日にローマにおいて署名された国際刑事裁判所の規程の第 6 条、第 7 条及び第 8 条並びに刑法典第 211-1 条から第 212-3 条まで、第 224-1 A 条から第 224-1 C 条まで並びに第 461-1 条から第 461-31 条までに規定された戦争犯罪の存在を第 23 条に明示した手段により否定し、矮小化し又は誇張した方法で卑下した者は、次に掲げる場合において、同様の刑罰に処される。

「1° 当該重罪がフランス法廷又は国際法廷による有罪判決の理由となった場合

「[2°] 削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

3° 第 48-1 条の次に、第 48-1-1 条として次のように加える。

「第 48-1-1 条 奴隷制度と闘い又は奴隷の記憶及びその子孫の名誉を擁護することを規約により定める少なくとも 5 年以上前から正規に届出がされているアソシアシオンは全て、第 24 条及び第 24 条の 2 に規定する [他人の] 奴隷化又は奴隷化された者からの搾取の罪の否定、矮小化又は卑下の罪に関して認められた私訴原告人の権利を行使することができる。

「ただし、当該犯罪が個別の者たちに向けて行われた場合には、アソシアシオンは、その者たちの許可を受けたことを立証する場合又はその者が訴追に反対しないことを立証する場合にのみ訴権が認められる。」

(62) Loi n° 2001-504 du 12 juin 2001 tendant à renforcer la prévention et la répression des mouvements sectaires portant atteinte aux droits de l'homme et aux libertés fondamentales. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000589924&fastPos=1&fastReqId=780537790&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(63) いずれもフランス北東部のアルザス・ロレーヌ地方に位置する県。

(64) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000508749&fastPos=1&fastReqId=1581592416&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 第 31 条及び第 32 条では、暴力や脅迫により信仰、教団への入会、寄付等を強制する犯罪を規定する。

(65) 出版自由法第 24 条第 5 項では、戦争犯罪、人道に対する罪、敵国協力の称揚罪を規定する。

(66) 出版自由法第 24 条の 2 第 1 項では、1945 年 8 月のロンドン国際軍事裁判所憲章第 6 条で定義された人道に対する罪 (平和に対する罪、戦争犯罪及び人道に対する罪) を行った者又は団体を称揚する犯罪を規定する。

第 174 条

同法律〔出版自由法〕第 48-1 条⁽⁶⁷⁾第 2 項に「又はその者が訴追に反対しないことを立証する場合」を加える。

第 175 条

同法律〔出版自由法〕第 40 条⁽⁶⁸⁾を次のように改める。

1° 「重罪及び軽罪に関し、及び刑事訴訟法典第 529-3 条に規定する示談」を「刑事訴訟法又は権利擁護官に関する 2011 年 3 月 29 日の組織法律第 2011-333 号第 28 条⁽⁶⁹⁾により規定された加算反則金、示談的罰金又は和解による課金」に改める。

2° 次の 1 項を加える。

「罰金、料金、損害賠償金及びこの条第 1 項に規定する他の課金を科されたことを公表する行為は、同じ刑罰に処す。」

第 176 条

同法律〔出版自由法〕第 48-2 条を次のように改める。

「第 48-2 条 レジスタンス又は抑留者の精神的利益及び名誉を擁護し、戦争犯罪若しくは人道に対する罪の犠牲者を援助し、それらの者の記憶を守り、又は差別と闘うことを規約により定める少なくとも 5 年以上前から正規に届出がされているアソシアションは全て、〔次に掲げる事項に〕関連して認められた私訴原告人の権利を行使することができる。

「1° 戦争犯罪、人道に対する罪又は第 24 条第 5 項に規定する敵国協力の重罪又は軽罪の称揚罪で、フランス法廷又は国際法廷による一若しくは複数の有罪判決の理由となったもの。

「2° 第 24 条の 2 に規定する犯罪」

第 177 条

刑法典第 2 卷第 2 章第 5 節を次のように改める。

1° 第 225-1-1 条の次に、第 225-1-2 条として次のように加える。

「第 225-1-2 条 第 225-16-1 条に規定するビズタージュ⁽⁷⁰⁾を受けた若しくは受けることを拒絶した、又はその行為を証言したことを理由として当該者たちの間でなされたあらゆる差別は、〔法的な意味での〕差別を構成する。

2° 第 225-2 条を次のように改める。

a) 第 1 項中の「及び第 225-1-1 条」を「、第 225-1 条及び第 225-1-2 条」に改める。

b) 4° 及び 5° のそれぞれの末尾の「第 225-1-1 条に」を「第 225-1-1 条又は第 225-1-2 条」

(67) 出版自由法第 48-1 条では、アソシアションが第 24 条 7 項、第 32 条第 2 項及び第 33 条第 3 項に規定する犯罪に関連して認められた私訴原告人の権利を行使することができることを規定する。

(68) 出版自由法第 40 条では、罰金等を支払うため金額を公表し寄付を募ることの禁止を規定する。

(69) 権利擁護官 (Défenseur des droits) は、第五共和国憲法第 71 条の 1 で規定されており、国の行政機関を始め公的機関その他によって権利と自由が尊重されているか監視し、これらの機関から人権侵害等を受けた者の申立てを受けすることができる。権利擁護官に関する組織法律第 2011-333 号 (Loi organique n° 2011-333 du 29 mars 2011 relative au Défenseur des droits. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000023781167&fastPos=1&fastReqId=1344004662&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>) 第 28 条は、こうした申立てに対する調停手段の一つとして、権利擁護官が人権侵害等を行った者に対し、和解のための示談金を申立者に支払うことを命じることができる権限を規定する。

(70) 刑法典第 225-16-1 条では、学校、スポーツ及び社会教育に関連する集会又は会合において、他者に対し、その者の意向にかかわらず、侮辱的若しくは品位を貶める行為を受けさせること若しくは行わせること、又は過度の飲酒をさせることを「ビズタージュ (bizutage)」とし、それを強いた者の刑罰を規定する。ビズタージュは、いわゆる新入生歓迎儀式でのいじめとして行われる場合が多い。

に改める。

3° 第 225-16-1 条中の「学校の」の次に「、スポーツの」を加える。

第 178 条

フランス領ポリネシアの自治の地位に関する 2004 年 2 月 27 日の組織法律第 2004-192 号⁽⁷¹⁾ 第 21 条の適用により、フランス領ポリネシアにおいて次のように規定される拘禁刑を認可する。

1° 仏領ポリネシアの旗、紋章及び賛歌の侮辱に関する 2016 年 5 月 11 日の地域法第 2016-14 号 LP. 第 1 条による改正を経た、仏領ポリネシアの旗及び紋章の称揚に関する 1984 年 11 月 23 日の審議第 84-1030 AT 号 LP. 第 5-1 条における規定

2° 仏領ポリネシアの旗、紋章及び賛歌の侮辱に関する 2016 年 5 月 11 日の地域法第 2016-14 号 LP. 第 4 条による改正を経た、仏領ポリネシアの賛歌の適用に関する 1993 年 6 月 10 日の審議第 93-60 AT 号 LP. 第 2 条における規定

第 2 款 差別との闘いの領域における EU 法の適用にかかる諸条項に関する 2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号の改正に関する規定

第 179 条

削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 180 条

差別との闘いの領域における EU 法の適用にかかる諸条項に関する 2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号 [以下「差別禁止法」という。]⁽⁷²⁾ 第 4 条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

「被害者が差別的な不正行為又は命令の存在を証明することのみを目的として訴追する行為は、その者が受けた損害がある場合、被告側の責任を排除しない。」

第 181 条

I. 同法律 [差別禁止法] 第 9 条の次に、第 9-1 条として次のように加える。

「第 9-1 条 I. 女男平等高等審議会は首相の下に設置される。委員会は、女性の権利及び男女の平等についての政策の大綱に関し公開討議を推進することを目的とする。

「この目的のため、[女男平等] 高等審議会は次の事項を行う。

「1° 提言及び答申を策定し首相に改革を提案すること。

「2° 法律及びフランスが加盟する国際協約に定められた目的に照らし社会生活の全ての領域における女性の権利及び男女の平等に関して推進される公共政策の評価に貢献すること。

「3° 法案の影響調査並びに、場合により、行政文書及び予算法及び社会保障財政法に先立つ評価文書の、男女の平等に関する面について、評価を行うこと。

「4° 女性の権利及び男女の平等についてのデータ、分析、調査及び研究を、全国、欧州及び国際的な水準で、収集、処理、発表すること。

(71) Loi organique n° 2004-192 du 27 février 2004 portant statut d'autonomie de la Polynésie française. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000435515&fastPos=1&fastReqId=8540483&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(72) Loi n° 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00001887783&fastPos=1&fastReqId=290708981&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>> 第 4 条では、差別的な行為を受けた者はその差別の存在を示す事実を裁判所へ提示すること、被告人に差別的行為ではないことの証明責任があることを規定する。

「5° フランスにおける性差別の状況についての報告書を、毎年首相及び女性の権利担当相に提出すること。この報告書は公表される。

「[女男平等] 高等審議会は、その作業を自由に遂行し、勧告を自由に策定し、報告を自由に発信する。

「[女男平等] 高等審議会は、首相又は女性の権利担当大臣の諮問を受けることができる。

「[女男平等] 高等審議会は、託された任務に資する性質のあらゆる問題について検討することができる。

「II.[女男平等] 高等審議会の運営及び男女数を平等とする構成は、デクレで定める。」

II. この法律の公布時において現職である [女男平等] 高等審議会の構成者は、任期の終了まで留任する。

第 3 款 メディアの権利に関する規定

第 182 条

放送の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号⁽⁷³⁾ 第 3-1 条第 3 項第 2 文の次に次の 1 文を加える。

「[視聴覚高等評議会 (CSA)⁽⁷⁴⁾ は、] フランス社会の多様性が映像放送サービスの番組に反映されその反映に偏見がないよう留意する。」

第 183 条

同法律 [放送の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律] 第 14 条第 1 項第 1 文の次に、次の 1 文を加える。

「[視聴覚高等評議会は、] 広告放送における全ての人の尊厳の尊重及び女性の表現について留意する。」

第 184 条

同法律第 20-1A 条第 1 項第 1 文中の「及び女性に対する暴力」を「、女性に対する暴力及びフランス社会の多様性に関連する偏見」に改める。

第 185 条

同法律第 43-11 条第 2 項第 4 文に「並びにフランス社会、特に海外県及び海外領土の多様性のより正しい表現を保障する」を加える。

第 4 款 教育に関する規定

第 186 条

教育法典第 1 部第 1 卷第 3 章第 1 節⁽⁷⁵⁾ に L. 第 131-13 条として次のように加える。

「L. 第 131-13 条 初等学校の学生食堂への登録は、それが存在する場合、全ての学童の権利である。当該学童又はその家族の状況によるいかなる差別も設けられてはならない。」

(73) Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000512205&fastPos=1&fastReqId=992040746&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(74) 視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA) は、1989 年に設立された独立行政機関。主な任務は、①電波監理と放送事業者への周波数割当て、②放送内容の監視、③放送機関の義務違反に対する勧告・制裁、④政府、議会あるいは放送関係の公的機関からの諮問に対する、又は主体的な調査及び意見提示である。

(75) 義務教育に関する規定。

第 187 条

同法典 [教育法典] L. 第 124-2 条の次に、L. 第 124-2-1 条として次のように加える。

「L. 第 124-2-1 条 各大学区⁽⁷⁶⁾は、地方公共教育機関と教育、職業及びアソシアシオンの分野で活動する者を結びつけた少なくとも一つの研修センターを含むものとする。当該センターは、中学校及び職業高校第 3 学年の生徒の実習先及び職場研修期間の探索における付添支援を行い、その研修及び期間への公平で質の高いアクセスを保証する。」

第 188 条

同法典 [教育法典] 第 2 部第 3 卷第 3 章第 2 節を次のように改める。

1° L. 第 332-3-1 条⁽⁷⁷⁾ 第 1 文中の「企業」を「企業、行政機関又はアソシアシオンの職場」に改める。

2° 同 L. 第 332-3-1 条の次に、L. 第 332-3-2 条として次のように加える。

「L. 第 332-3-2 条 中学校及び高校は生徒に対し、企業又はアソシアシオンにおける [職場] 見学 [科目] とは別に、国の行政機関、地方公共団体又は公的機関の職場見学 [科目] を履修することができることを紹介する。

「中学校の国費奨学金、高校の国費奨学金を受給する全ての学生及び優先教育施設⁽⁷⁸⁾の生徒は、請求により、国の機関、地方公共団体又は公的機関における当該見学 [科目] を履修することができる。」

第 189 条

同法典 [教育法典] 第 3 部第 6 卷第 5 章の冒頭に序章として次のように加える。

「序章

「共通規定

「L. 第 650-1 条 L. 第 612-3 条第 3 項に規定する選別教育⁽⁷⁹⁾について、多様な生徒の入学を保障するための特別認可方法は、大学以外の学院又は学校及びこの部第 7 卷第 1 章第 7 節の意味における特別高等教育機関⁽⁸⁰⁾が実施することができる。この方法は、高等教育・研究国家評議会⁽⁸¹⁾の意見を徴した後、及び技術者資格の取得に向けた研修については技術者資格委員会⁽⁸²⁾の意見を徴した後に定められる。

「大学以外の特別高等教育機関、学院又は学校の運営評議会、又はそれに代わる機関は、

(76) 大学区 (académie) は、初等中等教育及び高等教育の行政上の地域区分。2016 年 1 月現在、フランス全土は 17 の大学区に区分されている。大学区長は *recteur* と呼ばれる。

(77) L. 第 332-3-1 条では、中学校 (*collège*) 又は高校 (*lycée*) の生徒の進路選択に資するための職場見学科目 (*période d'observation en milieu professionnel*) について規定する。各々最終 2 学年の生徒を対象とし、休業期間中に最長 1 週間の期間で設定できる。なお、フランスの中等教育は、中学校が日本の小学 6 年から中学 3 年に相当する 4 年間、高校は日本と同様 3 年間である。

(78) 優先教育施設 (*établissement d'éducation prioritaire*) は、教育上の困難がある地区を対象とする優先教育政策において優先教育の対象に指定された教育施設。

(79) フランスにおいては高等教育進学 (大学入学) に際して基本的に選別試験を行わないが、技術系の大学を始め一定の高等教育機関は選別のための教育・研修を経て、その後入学を認める。

(80) 特別高等教育機関 (*grand établissement*) は、大学とは別途に独立して設置されている高等教育機関で、パリ政治学院 (*Institut d'Etudes Politiques de Paris*)、コレージュ・ド・フランス (*Collège de France*)、社会科学高等研究院 (*École des hautes études en sciences sociales*) 等がある。

(81) 高等教育・研究国家評議会 (*Conseil national de l'enseignement supérieur et de la recherche: CNESER*) は、2013 年に設置された高等教育・研究担当大臣の諮問機関で、高等教育・学術研究の国家戦略、高等教育機関・学術研究機関の役割調整・統廃合、国家が認証する学位とその認証方法等について意見・提案を策定する。高等教育機関・学術研究機関の長、教員、職員及び学生、学術関係の公的機関の代表等により構成される。

(82) 技術者資格委員会 (*Commission des titres d'ingénieur: CTI*) は、修士号に相当する技術者資格 (*ingénieur diplômé*) に関し、資格授与の権限を有する技術系学校の認定、資格授与の基準の策定、EU 及び国際的な同等の資格との調整等を行う独立機関。資格の授与を行う学校の代表等により構成される。

当該特別認可方法の適用を決定する。」

第 190 条

毎年、大学区長は、県の国民教育委員会に対し、各学区の教育機関全てにおける社会的及び学校間の融合の進展状況を提示する。

第 5 款 健康かつ良質な食品への市民の公平なアクセス

第 191 条

削除 [2017年1月26日憲法院決定第2016-745 DCにより違憲とされた条項]

第 192 条

削除 [2017年1月26日憲法院決定第2016-745 DCにより違憲とされた条項]

第 6 款 巡回職業の営業並びに定住所及び定住居を持たずフランス国内を移動する者に適用する制度に関する 1969 年 1 月 3 日の法律第 69-3 号の廃止に関する規定

第 193 条

I. 社会福祉・家族法典 [Code de l'action sociale et des familles] L. 第 264-3 条の冒頭に次の 1 項を加える。

「定住所を持たない者が民法上の権利を行使する場所は、L. 第 264-1 条に規定する条件⁽⁸³⁾において選定した住所とする。」

II. 教育法典第 1 部第 1 卷第 3 章第 1 節を次のように改める。

1° L. 第 131-3 条を次のように改める。

- a) 第 1 項中の「定められた」以下を「社会保障法典 L. 第 552-4 条の」とする。
- b) 第 2 項から最終項までを削る。

2° L. 第 131-5 条最終項の前に次の 1 項を加える。

「市町村内に居住する世帯の地位や居住形態は、義務教育を受けるべき児童の [学校への入学] 登録を [親が] 拒否する理由とすることはできない。当該世帯が安定した住所を持たない場合、公共又は民間機関への [住所選定] 登録は、L. 第 131-2 条に規定する公共デジタル通信教育サービス及び遠隔教育への登録を兼ねる。」

III. 社会保障法典 L. 第 552-5 条を削除する。

IV. 商法典 [Code de commerce] L. 第 123-29 条第 2 項中の「[巡回職業の営業及び定住所及び定住居を持たずフランスを移動する者に適用する制度に関する]1969 年 1 月 3 日の法律第 69-3 号⁽⁸⁴⁾第 2 条の意味における 6 か月以上定住所及び定住居を有しない」を「安定した住所がない」に改める。

V. 選挙法典 [Code électoral] L. 第 15-1 条第 1 項を次のように改める。

「安定した住所がない者は、その要求により、社会福祉・家族法典 L. 第 264-1 条の適用によりその者が住所を選定した組織が所在する市町村の選挙人リストに登録される。」

VI. 租税一般法典第 1647D 条の II 2 を次のように改める。

(83) 社会福祉・家族法典 L. 第 264-1 条では、安定した住居を持たない者は、市町村又はその連合体の社会活動センターあるいは [住所指定先として] 認可された組織を住所に指定しなければならないことを規定する。

(84) Loi n° 69-3 du 3 janvier 1969 relative à l'exercice des activités ambulantes et au régime applicable aux personnes circulant en France sans domicile ni résidence fixe. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000000317526>

1° 「帰属する」を「社会福祉・家族法典 L. 第 264-1 条に定める意味において、住所を選定した」に改める。

2° 「第 302 条の 8」を「この法典の」に改める。

VII. 社会の現代化に関する 2002 年 1 月 17 日の法律第 2002-73 号⁽⁸⁵⁾ 第 79 条を削除する。

第 194 条

I. 社会福祉・家族法典 L. 第 264-2 条第 1 項第 1 文⁽⁸⁶⁾ 及び L. 第 264-4 条第 1 項⁽⁸⁷⁾ にかかわらず、この法律の施行から 2 年間、巡回職業の営業並びに定住所及び定住居を持たずフランスを移動する者に適用する制度に関する 1969 年 1 月 3 日の法律第 69-3 号の適用によりある市町村に既に帰属するが住所の決定又は他の組織への住所の選定が行われていない者は、当該市町村又は当該市町村が属する連合体の社会活動地域センターに当然に住所が選定される。

II. 前記 [フランスを巡回する者に適用する制度に関する] 1969 年 1 月 3 日の法律第 69-3 号の適用により発行される特別通行証及び通行証は、この法律の施行から 2 年間、所持者の要求により、商業・会社登記簿又は手工業者名簿への登録及び巡回職業の営業許可証の交付のために、証拠書類として認められる。

III. この条の適用条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第 195 条

巡回職業の営業及び定住所及び定住居を持たずフランスを巡回する者に適用する制度に関する 1969 年 1 月 3 日の法律第 69-3 号を削除する。⁽⁸⁸⁾

第 7 款 国籍要件に服する雇用に関する規定

第 196 条

公衆衛生法典 L. 第 3332-3 条の最後から 2 番目の項を削る⁽⁸⁹⁾。

第 197 条

同法典 [公衆衛生法典] L. 第 4111-1 条最終項中の「L. 第 4131-1 条、L. 第 4141-3 条 又は L. 第 4151-5 条の各条の 1° における」を「L. 第 4131-1 条 1°、L. 第 4141-3 条 1° 及び 2° 又は L. 第 4151-5 条 1° における」に改める。

第 198 条

地方公共団体一般法典 [Code général des collectivités territoriales] L. 第 2223-24 条 4° を削る。

第 199 条

政府は、2017 年 3 月 31 日までに、EU 加盟国の国民ではない外国人が SNCF [フランス国有鉄道] の正規職員の身分を取得することを妨げている国籍要件を除外する可能性について議会に報告書を提出する。

(85) Loi n° 2002-73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000408905&fastPos=2&fastReqId=1975816860&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(86) L. 第 264-2 条第 1 項第 1 文では、安定した住所を持たない者が市町村又は当該市町村が属する連合体の社会活動地域センター等を住所に選定する行為が、期間を限定して認められるものと規定している。

(87) L. 第 264-4 条第 1 項では、市町村又は当該市町村が属する連合体の社会活動地域センター等が、安定した住所を持たない者からの住所の選定先となることを拒否する場合を規定する。

(88) 法律第 69-3 号の内容を上記第 193 条及び第 194 条により他の法へ移した上で、同法律を廃している。

(89) カフェ等、飲料を提供する店舗の開業申請ができる者を、フランス国籍、EU 国籍又は欧州経済領域加盟国の国籍を有するものに限定していた規定。

第 200 条

政府は、2017年3月31日までに、EU域外の外国人の公務員職への雇用の条件について議事に報告書を提出する。

第 8 款 男女平等及び性差別に対する闘いを強化する規定

第 201 条

地方公共団体一般法典 L. 第 1111-4 条第 2 項中の「に関する」を「男女の平等の促進の」に改める。

第 202 条

スポーツ法典 [Code du sport] を次のように改正する。

1° L. 第 100-1 条に次の 1 項を加える。

「スポーツ活動への男女の平等なアクセスは、そのいかなる形においても、一般利益に属する。」

2° L. 第 100-2 条第 1 項に次の 1 項を加える。

「[国、地方公共団体及びその連合体、アソシアシオン、スポーツ連盟、企業及びその内部機関は、] 国土の全域においてスポーツ活動への平等なアクセスを保証するよう留意する。」

第 203 条

削除 [2017年1月26日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 204 条

削除 [2017年1月26日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 205 条

文化担当大臣の監督下又は地方へ分権された部局に設置される公的施設において、補助金の配分若しくは財政援助、選択、収集若しくは発注、承認の指定について又は国際競争入札における [落札者] 選定に際し諮問を受ける委員会又は機関の構成者の任命行為について、2018年1月1日以降に実施される任命行為において、男女構成をそれぞれ最小 40% とする比率を適用する。

委員会又は機関が 8 名以上の構成者で構成される場合、各性別の構成者数の差は 2 を上回ってはならない。

この条に違反して実施され委員会又は機関の構成の不法性が是正されなかった全ての任命行為は、無効である。無効であることは、委員会又は機関の長により [委員会の] 活動の開始時に確認される。

第 1 項に規定する委員会又は機関の一覧は、デクレで定める。

第 9 款 刑事訴訟に関する規定

第 206 条

刑事訴訟法典第 2-1 条、第 2-2 条及び第 2-6 条のそれぞれに次の 1 項を加える。

「意図的な殺人未遂の場合において、もし被害者が死亡している場合には、アソシアシオンはその権利承継人となる合意を得たことを立証しなければならない。」

第 207 条

- I. 同法典 [刑事訴訟法典] を次のように改める。
 - 1° 第 2-6 条第 1 項及び第 807 条第 2 項中の「又は性的指向若しくは性同一性について」を「、性的指向又はジェンダー自認について」に、「又は性的指向若しくは性同一性の」を「、性的指向又はジェンダー自認の」に改める。
 - 2° 第 695-9-17 条 3°、第 695-22 条 5°、第 713-20 条 4° 及び第 713-37 条中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。
- II. スポーツ法典 L. 第 332-18 条第 1 項及び L. 第 332-19 条第 2 項中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。
- III. 労働法典 L. 第 1321-3 条 3° 及び L. 第 1441-23 条 1° 中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。
- IV. マヨット⁽⁹⁰⁾ に適用する労働法典 L. 第 032-1 条中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。
- V. 公務員の権利及び義務に関する 1983 年 7 月 13 日の法律第 83-634 号第 6 条第 2 項中の「又は性同一性」を「性的 [指向] 又はジェンダー自認」に改める。

第 208 条

刑事訴訟法典第 2-23 条の次に、第 2-24 条として次のように加える。

「第 2-24 条 事実として少なくとも 5 年以上前から正規に届出がされており、ビズタージュの被害者となった学生及び教育機関の生徒の擁護と援助を規約における目的として
いる全てのアソシアシオンは、刑法典第 2 卷第 2 章第 5 節第 3 款の 2 に規定する犯罪に
関して認められた私訴原告人の権利を行使することができる。

「ただし、アソシアシオンは、被害者の同意又は、当該被害者が未成年者又は被保護成
年者である場合には、その法定代理人の同意を得たことを立証する場合にのみ訴権が認
められる。」

第 209 条

削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 210 条

削除 [2017 年 1 月 26 日憲法院決定第 2016-745 DC により違憲とされた条項]

第 211 条

- I. 試験的な名目で、1 年の期間及びコンセイユ・デタの議を経るデクレが規定する条件に従い、刑事訴訟法典第 78-2 条の適用により実施する身分証検査に際し、国内安全法典 L. 第 241-1 条に規定する録画を、携帯カメラを装備した職員により組織的に実施する。
- II. I は同じ I に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレの公布日、かつ遅くとも 2017 年 3 月 1 日に発効する。

第 10 款 労働の権利に関する規定

第 212 条

労働法典 L. 第 1134-7 条⁽⁹¹⁾ に次の 1 項を加える。

(90) マヨット (Mayotte) は、南インド洋に位置するフランスの海外県の一つ。前掲注 (28) を参照。

「この条の適用のため、第1項に規定する〔被用者の〕組合組織は、希望するならば、第2項に規定するアソシアシオンの援助を得ることができる。」

第213条

公契約に関する2015年7月23日のオルドナンス第2015-899号⁽⁹²⁾第38条 I第1項に次の1項を加える。

「〔公契約の条件〕はまた、差別との闘いに関して企業が行う政策を考慮することができる。」

第214条

労働法典第1部第1巻第3章第1節にL.第1131-2条として次のように加える。

「L.第1131-2条 300人以上の従業員を雇用する全ての企業及び人材雇用を専門とする全ての企業においては、採用任務に責任のある従業員は少なくとも5年に1度雇用における非差別についての研修を受講するものとする。」

第215条

都市政策優先地区〔QPV〕に在住する者の経済的参入、特に高等教育を修了した若年者の参入を保証するため、県における国の代表者は、特に地方公共団体、産業部門、雇用センター⁽⁹³⁾及び管理職の雇用のためのアソシアシオンに関する2011年7月12日の職種間合意により創設された管理職の雇用市場の運営改善に責任のある機関⁽⁹⁴⁾と協議し、雇用圏⁽⁹⁵⁾における雇用潜在力を特定する。

この目的を実現するため、雇用センター及び管理職の雇用のためのアソシアシオンに関する2011年7月12日の職種間合意により創設された管理職の雇用市場の運営改善に責任のある機関は、各地域において、必要に応じ官民の〔人材雇用の〕専門機関と協働して、第1項に規定する者の雇用手続について企業を支援する。

第11款 諸規定及び最終規定（略）

（とよだ とおる）

(91) 労働法典第1134-7条では、企業において被用者又は採用・研修希望者が差別的行為に遭った場合に、組合組織（第1項）又は差別との闘いを活動目的とするアソシアシオン（第2項）が民事訴訟を起こすことができることを規定している。

(92) Ordonnance n° 2015-899 du 23 juillet 2015 relative aux marchés publics. <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000030920376&fastPos=1&fastReqId=178065262&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>>

(93) 雇用センター（Pôle emploi）は2008年に発足した公施設法人で、企業の求人情報の収集・提供、求職者への求人紹介・援助、求職者手当の支払、民間労働市場調査等を行う。

(94) 管理職の雇用のためのアソシアシオンに関する2011年7月12日の職種間合意（Accord national interprofessionnel du 12 juillet 2011 relatif à l'association pour l'emploi des cadres）により、管理職の就職・再就職・職歴の保障を目的とした調査と行動を行う労使同数代表の組織を創設・運営することを定めた。具体的には、既存のアソシアシオンである管理職雇用協会（Association pour l'Emploi des Cadres: APEC）が活動の一環としてこの機能を果たしている。管理職、企業及び管理職を目指す高等教育機関の学生を対象とする。

(95) 雇用圏（bassin d'emploi 又は zone d'emploi）は、労働力人口の大部分がその区域内で居住し、かつそこで就業している圏域。